

平成21年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成21年6月9日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

副町長 森口淳君	総務部長 中島昭司君
総務部参事 石本孝男君	住民福祉部長 松田明君
生活環境部長 小西敏夫君	産業建設部長 森島庸光君
水道部長 渡邊和博君	総務課長 鍬田芳嗣君

監査委員	楯 宏 君	教育委員長	大西宏興君
教育長	濱川利郎君	教育次長	松原伸兆君
会計管理者	福西博一君	選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	小泉義次君		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1. 2番 西川六男議員

- ・私たちの町、田原本町を、さらに住みよいまちにするために
 - (1) 地域公共交通活性化事業について
 - (2) 田原本町に特別養護老人ホームの誘致を、もしくは国保中央病院に特別養護老人ホームの設置を

2. 3番 竹邑利文議員

1. 教育委員会の会議録について

- ・教育委員会の会議は公開制か、閲覧できるよう整備されているか

2. 町歌について

- ・目的は何か

3. 地域担当職員制について

- ・地域担当職員制度の導入を

4. 女性委員の登用について

- ・女性委員の増員できるか、公募制にしては

3. 5番 吉田容工議員

1. 町道の管理責任について

- (1) 失礼ながら、町道の管理責任者は町であることを認識されていますか。街路灯の必要性和設置責任について何処まで認識されていますか。

2. 道路整備について

- (1) 宮古25号線は車道幅7メートルが、途中から4メートルに狭くなる道路なのか、町の計画はどうなっているのか。
- (2) 幅員12メートルの道路に対応する踏切幅の了解が近鉄との間でできているのか。近鉄との了解がない場合、車道7メートル、幅員12メートルの道路にする正当性を示されたい。
- (3) 本町の場合、どのような要件で残地の取得をされておられるのか、その要件に反して取得された事例はないのか。

3. 幼稚園保育について

- (1) 本町幼稚園保育の特徴と注力点は何か。
- (2) 「半分は放ったらかし」「就園率が下がってもなすがまま」でいいんでしょうか、何か対策を講じておられるのか。
- (3) 幼稚園実施型の認定こども園実施についてどのように考えておられるのか。

4. 1番古立憲昭議員

1. 経済対策と我がまちの取り組みについて

- (1) 第1次、第2次補正からの取り組みについて
- (2) 新経済対策における本町の取り組みについて

2. 我がまちのグリーンニューディールについて

- (1) 我がまちの具体的な取り組みは
- (2) スクールニューディールについて

5. 13番竹村和勇議員

1. 町の活性化施策について

- (1) 推計人口と現況について
- (2) 平成28年度 目標(35,000人)について
- (3) 線引き見直しについて
- (4) 唐古・鍵遺跡整備について
- (5) サッカー場の概要について

2. 運動場芝生化推進事業について
 - (1) 具体的計画について
 - (2) 維持管理について
 3. 町税徴収率について
 - (1) 県平均（91.0%）より低い理由
6. 7番 松本美也子 議員
1. 子育て支援について
 - (1) 小学卒業までの子どもの入院についての医療費軽減について
 - (2) ①幼稚園における預かり保育について
 - ②保育園、幼稚園、小学校、担当課等関係者での連絡協議会（仮称）の設置について
 2. 乳ガン・子宮頸ガン検診無料クーポン券配布についての取り組みについて
 3. 災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムの利活用について

日程2. 総括質疑（報第6号より議第28号までの11議案について）

日程3. 上程議案の委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。2番、西川議員。

（2番 西川六男君 登壇）

○2番（西川六男君） おはようございます。議長の許可をいただきましたけれども、質問をする前に、昨日もご報告がありましたけれども、寺田町長が体調を崩されまして療養されておられますけれども、1日も早く健康取り戻され、田原本町をさらに住みよい町にするためにご奮闘いただけることを心から期待しておりますことを申し上げたいと思います。しかし、町長不在の中で町政に対する質問について責任ある答弁をいただけるのか懸念するところもありますが、通告どおり町民の皆様を代表して質問及び提案を行います。

最初に、地域公共交通活性化事業について質問いたします。

田原本町の地域の実情に即した交通体系の構築のために平成21年第1回定例会において田原本町地域公共交通活性化協議会を設置することが決定されました。設置されました協議会は年に3回開催されますが、地域公共交通の活性化のためにこの協議会などに関連して次の5点について質問を行います。

1、この施策についての担当部署及び担当の係はどこになっているのか。

2、この協議会は公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、住民・利用者、商業施設関係者などが構成メンバーになるとは思いますけれども、具体的に田原本町としてどのようなメンバーをお考えか、既に決定しているならその構成メンバーをお示しいただきたい。

3、今後この協議会で現況の交通実態調査、地域のニーズに合った運行形態やルートを考えるために町民の皆様へのアンケート調査、シミュレーション調査など各種の調査を実施されると考えますが、具体的にどのような調査をいつごろ実施の予定をしておられるのか。

4、地域公共交通総合連携計画の策定はいつごろと考えておられるのか、またその計画の内容は町民の皆様には報告すべきと考えるが、いかがか。

5、最大3年の地域公共交通活性化・再生・総合事業計画を国土交通省に認定を申請し、認定されれば初年度の補助金の交付申請を行うこととなりますが、この事業、いわゆる実証運行を3年間実施し、その後本格実施するか否かを決定すると前回私の質問に答弁されているが、本格実施しないと決定するのはどういう場合か。

次に、田原本町に特別養護老人ホームの誘致を、もしくは国保中央病院に特別養護老人ホームを設置することを提案いたします。

先般、町内にお住まいの方から家庭の都合で田原本園に入りたいのだがといったご相談をいただきました。そこで、特別養護老人ホーム田原本園に現状をお聞きいたしますと、現在300人余りが入園の順番を待っておられ、入園は3年以上かかるのお話でございました。ご存じのように我が国の高齢化は急速に進んでおりまして、2007年、平成19年10月現在65歳以上の高齢者人口の割合である高齢化率が21.5%になっております。今後いわゆる団塊の世代が高齢者となるなど、8年後の平成27年の65歳以上の人口は現在より約1.2倍の約3,400万人に達すると推測され、高齢化率も26.9%となり一層の高齢社会に移行していきます。

奈良県では65歳以上の高齢者の人口は、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成26年には高齢者数は37万5,546人、高齢化率は27.0%に達すると見込んでいます。高齢化率を全国平均と比べますと、平成21年には全国平均を上回ると見込まれております。高齢化の進展とともにひとり暮らし世帯や夫婦ともに65歳以上の世帯は確実に増加しております。平成17年の調査によりますと、県全体では65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯は19.5%、夫婦ともに65歳以上の世帯は21.6%を占めております。これが平成20年にはそれぞれ1.9ポイント、3ポイントの増加となっております。高齢者の増加と

ともに要介護・要支援認定者数も増加しております。要介護・要支援認定者数は平成19年度においては5万106人で、高齢者人口に対する認定率は16.4%ですが、平成12年度の約1.9倍増加をしております。平成23年度には5万8,601人になると見込まれ、平成26年度には6万5,000人近くになると予想されております。

私たちの町、田原本町では平成20年10月現在の高齢化率は22.7%で、平成17年10月現在の19.9%を上回り、平成26年には27.1%になると推計されており、ますます高齢化が進行いたします。このように超高齢社会にあってひとり暮らしや夫婦のみなどの高齢世帯や介護を必要とする高齢者、認知症高齢者が増加すると予想されます。そして、多くの高齢者の方々は今後介護が必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを望んでおいでになります。そのため在宅での介護が続けられるように居宅サービスや地域密着型サービスの充実が必要であります。また、要介護状態が重度の方や家庭の事情により施設などでのサービスが必要な高齢者の方も多くおられるために、施設・居住系サービスの計画的な整備を進め、希望者に対して必要数の確保に努めることが早急に求められております。

そのため奈良県では平成21年3月に作成した第4期の平成23年までの介護保険事業支援計画で次のような方針を立てておられます。

1、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で安心して生活ができる環境を希望する方のために、居宅サービスや特に整備が遅れている地域密着型サービス基盤の充実を図る。

2、要介護度が重度の方や家庭の事情などで施設によるサービスが必要な方、またリハビリテーション等医療ケアを必要とする方のために特別養護老人ホームや介護老人保健施設など施設・居住系サービスの計画的な整備に努める。

3、介護を必要とする状態となったとき、できる限り住みなれた地域や家庭で安心して暮らし続けるために保険・医療・介護・福祉が連携したサービスが提供されることが必要であり、このため地域密着型サービスを充実させるために事業者の参入などを進める。

4、施設・居住系サービスについては利用者見込数が確保できるように、現在の

施設等の整備状況や圏域及び府県域を超えた施設などの利用実態を踏まえながら、必要入所定員総数を算出し、この確保のために計画的な施設整備の促進を図る。

5、高齢化が一層進展する中で県と市町村は連携して介護保険制度を円滑かつ適切に運営していく必要がある。また、市町村は介護保険の保険者として、また高齢者保健福祉サービスの実施主体として住民のニーズに対応した施策を展開することが求められている。今後とも市町村において地域の実情に応じた取り組みができるよう支援・助言に努める。

などのような方針を奈良県は明らかにしております。

この問題は平成20年2月25日に奈良県議会の少子・高齢化社会対策特別委員会でも取り上げられ、その中で石橋長寿社会課長が次のように答弁をしております。「特別養護老人ホームの待機者の状況につきましては、平成19年9月の時点で調査を行い、重複申込者などについて一定の整理をした結果、5,002人、約5,000人の方が申し込みの状態になっています。この5,000人のうち要介護度が4以上の重度の方は約25%です。また、年間約1,000人が入退所、すなわち入れ替わっております。平成26年に要介護2から5の方の37%を目標とした施設整備を行うという国の方針が出ており、この方針に従い計画を進める」と答弁をしております。この答弁によりますと、入所の待機は県の調査では5年待ちということになります。

また、上森福祉部長兼こども家庭局長は施設の整備について次のように答えています。「特別養護老人ホームについて平成21年度からの第4期に設置をしたいとおっしゃる方は結構ございます。2桁に近いところからご相談はありと伺っております。平成21年度の新たな数字が出た段階でそれぞれに公にしなごうら、新たな募集をするということになるだろごうと思っております。その数字を見ながら、少なくともこれで十分だとは認識しておりませごので、その数字を含めて今後とも努力をしたいと思っております」と答弁を行い、設置をしたいとする関係者が多くおられ、今後県としても特別養護老人ホームの整備、増設をする意向を明らかにしておいでになります。

ご存じのように、要介護の状態になっても高齢者が住み慣れた地域で365日、24時間安心して暮らせるよう地域の実情に応じた柔軟なサービス体系として介護

保険制度下において地域密着型サービスが創設されております。このサービスは市町村が事業者の指定権限を有し、当該の市町村民のみがサービスを利用できることとなります。県としては市町村や介護サービス事業者に対して情報提供や助言を行い、各地域において地域密着型サービスが円滑に提供できるように支援するとしております。この地域密着型サービスについて夜間対応型訪問介護や認知症対応型通所介護、いわゆる認知症のデイサービスなどの6つの地域密着型サービスがあげられており、その中に地域密着型の介護老人福祉施設、すなわち地域密着型の特別養護老人ホームも提案をされております。この地域密着型の特別養護老人ホームは高齢者が要介護状態になっても、できる限り住みなれた地域での生活を継続できるようにする趣旨から、広域型の特別養護老人ホームと比較して定員や利用者の範囲、介護保険の指定などに特徴があります。

この地域密着型のコンセプトとしては、1、原則として所在市町村の住民の利用が保険給付の対象となる。2、市町村が市町村単位及び日常生活圏域単位ごとの利用定数総数を定める。3、市町村が事業者の指定、指導及び監督を行う。4、市町村が地域の実情に応じた報酬及び基準を設定することができるとなっております。このように市町村は主体となって設置や運営などにかかわるとしております。また、この地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する交付金は地域介護・福祉空間整備交付金、いわゆるハード交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金、いわゆるソフト交付金が市町村が定める整備計画に基づく事業の実施に要する経費として国から市町村に交付をされます。市町村は当該交付金を財源として事業者に補助いたします。市町村によっては国の補助金に上乗せをして補助するところもあります。

以上、高齢社会の進行と介護保険事業の国や県の方針を説明いたしました。田原本町における300人待ちと言われる入所待機者を少しでも解消するために、町民の皆様からの切実な要望である地域に密着した施設に少しでも早く入所できるように、交付金などを活用して特別養護老人ホームの設置に取り組むべきだと私は考えます。

奈良県の説明では特別養護老人ホームを設置したいと考えておられる社会福祉法人など関係者が2桁近くもおおいでになるようですので、ぜひ田原本町に誘致をしていただきたい。できれば地域支援センターとして地域医療の中核である国保中央病

院に設置することを働きかけるように提案をしたいと思います。田原本町としてのお考えをお示しいただきたいと思います。

なお、再度の質問につきましては自席で行わせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） 2番、西川議員ご質問の1番目、地域公共交通活性化事業についてお答えを申し上げます。

第1点目、第2点目のこの施策についての担当部署及び協議会の構成メンバーについてでございますが、本年第1回定例議会後の3月23日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会である田原本町地域公共交通活性化協議会を設立し、本年度第1回協議会を先月5月20日に開催したところでございます。協議会の構成メンバーにつきましては、関係法令、地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第2項1号～3号に定められているところでございまして、1号につきましては「地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村」と規定されており、メンバーとしては副町長をはじめ総務（部長・参事）、それに住民福祉・産業建設の各部長、2号では「関係する公共交通事業者等、道路管理者その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者」と規定されており、近畿日本鉄道、奈良交通、県タクシー協会、タクシー協会磯城郡支部、バス協会、交通運輸産業労働組合協議会を、3号では「関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者ほか」として近畿運輸局、県土木部（道路交通環境課・桜井土木）、警察、自治連合会、商工会、観光協会、老人クラブ連合会、地域婦人団体連絡協議会、田原本再開発準備組合、国保中央病院の計22名のメンバーで構成をしております。なお、事務局につきましては、総務部企画財政室総合政策課に設置し、関係いたします産業建設部産業観光課及び建設課が担当いたしております。

次に、第3点目のアンケート調査等の実施時期等についてでございますが、本協議会は公共交通のあり方などについて検討する公共交通活性化検討委員会と駅周辺地域の活性化などについて検討する駅前活性化検討委員会との2つの委員会を包括しており、それぞれの委員会で交通等の実施把握やニーズを把握するための調査、課題の抽出、対策案の立案などを行うこととしており、その方法、内容等について

は今後おのおのの委員会で検討されることになっておりますが、アンケート調査の日程としてはこの夏ごろには実施したいと考えております。

次に、第4点目の地域公共交通総合連携計画の策定時期及び公表についてでございますが、計画策定は来年度からの実証実験等の実施を控え、今年度末を予定いたしております。また、この協議会の情報につきましては、国の方針に基づき協議会規約で原則公開を定めており、会議の資料や議事要旨等を田原本町のホームページで公表することにいたしております。なお、作成した連携計画の公表は関係法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第7項）で公表を定められております。

最後に、第5点目の3年間の実証運行を実施した後、本格実施しないのはどのような場合かのご質問でございますが、今後協議会においてアンケート調査等による住民ニーズの把握等により、実態に即した計画の策定とこれに基づく実証運行のあり方等を検討し、それらの結果を踏まえ協議会で検討する課題と考えております。

それから、2つ目、田原本町に特別養護老人ホームの誘致を、もしくは国保中央病院に特別養護老人ホームの設置をとというご提案でございますが、ご質問の2番目で国保中央病院に特別養護老人ホームの設置をご提案をいただきましたが、特別養護老人ホームの経営主体は原則として「国、地方公共団体または社会福祉法人」に限るとされており、一部事務組合立であります国保中央病院に併設は可能であります。一方で、多くの公立病院は経営環境の悪化により危機的な状況にあると言われており、国保中央病院も例外ではございません。ちなみに、平成20年度決算見込では単年度損益が約9,700万円の損失、累積欠損金も6億円近くに達しております。こうした状況から国の指針に基づき病院改革プランを策定し、経営の効率化、繰出基準の見直し等、財政の健全化に取り組んでいるところであります。したがって、国保中央病院に特別養護老人ホーム併設の提案につきましては、安定的かつ健全な経営環境のもとで良質な医療を提供できる体制の構築が急務と考え、国保中央病院に併設は現在のところ考えておりません。

私からは以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長（松田 明君） 2番、西川議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

「私たちの町、田原本町を、さらに住みよいまちにするために」、第2点目の「田原本町に特別養護老人ホームの誘致を、もしくは国保中央病院に特別養護老人ホームの設置」について、先日議員の皆様にご配付させていただきました高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成21年から平成23年）について説明させていただきます。この計画は本町において高齢者の皆様が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう介護保険制度をはじめとする高齢者保健福祉政策の方向性と円滑な実施のための基本的事項を示し、これらの実現に鋭意取り組み、保健・福祉の充実と多様化する介護保険サービスニーズへの対応との一体的な取り組みを推進するための策定をいたしました。

お尋ねの特別養護老人ホームの誘致についてでございますが、議員仰せのとおり、田原本園への入所希望者の数は本年1月末現在で303人、そのうち町内在住の方が120人の入所希望者があることが実態であると認識しております。また、最近入所されました方で平成17年7月27日に申し込みされた方ですが、約3年以上の日時を要しているのが現実であることも認識しております。

なお、議員ご承知のとおり、特別養護老人ホームにつきましては介護保険サービスを行うためには介護保険法に基づく県知事の指定となります。奈良県が作成しました第4期介護保険事業支援計画によりますと、本町のエリアであります東和・中和圏域内で市町村が見込んだ介護サービス量に基づき介護サービス基盤の整備を図り、また老人福祉圏域ごとの実情を踏まえ、市町村と連携を図りながら事業者の介護サービスへの参入を適切に図っていくと示されております。今後新規参入等が申し込まれた場合は県と連携を図り進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 2番、西川議員。

○2番（西川六男君） 答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。設置をされました田原本町地域公共交通活性化協議会、そこにおいて具体的な内容については今後審議をされる予定のようでありますので、ぜひ今後の審議に向けて一点要

望しておきたいと思います。

今後協議会においてぜひ住民の皆さんの生活に根差した要望、ニーズに基づく公共交通のあり方をぜひ検討していただきたいと思います。もちろん経費などの財源の問題もありますけれども、バスなどが走って病院に行きやすくなった、青垣生涯学習センターでの催しに参加しやすくなったなど、町民の皆様が喜ばれるような、町民の皆様の要望に密着した内容にしていきたいと思います。投資に対する効果、この効果とはいかに投資した資金に収益を近づけるか、このことも重要ではありますが、町民の皆様のいつでも交通機関があるといった安心あるいは利便性、これも効果であると思います。また、住みよい田原本町をつくるという町政の方向性を町民の皆様には指し示すといった効果もあると考えます。納税者である町民の皆様にこたえるための行政サービスを提供するために、真摯な検討をお願いをしておきます。

特別養護老人ホームの設置につきまして、ただいま町のお考えをお示しいたしましたが、先ほどお話のありました国保中央病院のありようについても質問をしたいところがありますけれども、町政の責任者である町長が健康を取り戻されまして、そして出席されておられるときに私再度質問したいと考えますので、これで私の質問は終わりたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして2番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして3番、竹邑利文議員。

（3番 竹邑利文君 登壇）

○3番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

先ほども西川議員がおっしゃったように、寺田町長のご回復を祈りまして、町長も健康を害されまして、再度町政のかじ取りができるようにご回復をお祈りします。

さて、1番、教育委員会の会議録について。

教育委員会では委員会の会議録を一般住民に閲覧できるように整備されているか否かについてお尋ねいたします。議会の会議録については議事公開の原則により、閲覧請求権があれば特段の事由がない限り住民の閲覧請求を拒み得ないとする昭和50年の最高裁の判例があります。本町においても議員はもちろん関係者にも配付し、広く住民の閲覧にも供されているところであります。

さて、教育委員会の会議録についてであります。会議規則で会議の公開を規定しているならば、会議録の閲覧、謄写請求権が当然に認められるという大阪地裁の判決があったことはご承知のことと存じます。情報公開への要求が高まってきているときでもありますので、本町でも教育委員会の会議録の閲覧請求がないとは限りません。そこで、本町の教育委員会の会議規則では、会議の公開についてどのように規定しているのか。公開制か非公開制か。非公開であるならば、公開に改める考えはないか。

次に、多分公開制にしていると考えますが、そうすると、閲覧請求があった場合請求に対処できるように十分整備されているかどうか。整備されていないとしたならば、早急に整備を要しますが、その対策についてどうお考えか。よろしく願います。

2番目、町歌について。

町歌の目的は何か、いまだかつて幼、小、中で聞いたことがない。学校で歌詞指導をやっているのかをお聞きいたします。

3番目、地域担当職員制について。

地域担当職員制度の導入について質問いたします。地域担当職員制度とは余り聞かれない制度であります。これは町職員が本来の業務とは別に、割り当てられた地域の住民から直接要望をくみ取ろうとするものです。管理職を班長に4～5人が1組になって担当する自治会の集会に参加し、地域の問題点や要望を聞き担当の部署に上げるというものであります。行政は最大のサービス産業であると言われておりますが、サービス産業であるならば、主権者である住民の苦情、要望を庁舎の中で座って待つのではなく、サービス業の従業員がこちらから出向いて行って要望をくみ上げるという姿勢が本来のあり方かもしれません。とするならば、本町においても導入すべき制度かと考えますが、この制度の導入についていかがお考えか、所信をお伺いします。

4番目、女性委員の登用について。

各種審査会の委員に女性の登用を増加すべきであるとの観点から質問いたします。教育委員に1人入りましたが、選挙管理、行政とか女性は少ないです。人口の半分以上は女性です。女性が多数を占める審議会があってもよいのではないかと考え

ます。委員として適当な人が見つからないという問題があるかもしれません。しかし、それは行政側の見方であって、町民の中には立派な人材が多数いるだろうと思います。そこで、広報紙を通じて何々委員、何人募集しますとかいった公募制にしてはいかがでしょうか。公募制にして女性委員を増加することについて、本町はいかがお考えか、よろしくお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 3番、竹邑利文議員の第1番目の教育委員会の会議録についてのご質問で、教育委員会の会議は公開制か非公開制かについてお答えいたします。

本町教育委員会といたしましては、田原本町情報公開条例第8条による公文書開示請求の手續に基づき閲覧による公開制で対応しております。また、閲覧できるように整備されているのかのご質問でございますが、田原本町教育委員会会議規則第15条に会議録を作成することを定めておりますので、開催日ごとに会議録を作成し、委員長が署名いたしております。また、その会議録は内容の重要性から田原本町文書管理規程の第4条に基づき保存期間を永年保存といたしております。

次に、第2番目の町歌について。町歌の目的は何か、いまだかつて幼稚園、小学校、中学校で聞いたことがない、学校で歌詞の指導をやっているのかのご質問であります。町歌は合併30周年を記念して田原本町の未来を目指すまちづくりのシンボルとするために制定されたものであり、各自治会に配付し、現在でも自治会放送で活用されているところもあると伺っております。さて、文部科学省が示しております小学校学習指導要領第2章、各教科書第6節音楽において、表現及び鑑賞の活動を通して音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。また中学校学習指導要領第6節の音楽では、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して音楽を愛好する心情を育てるとともに音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化について理解を深め、豊かな情操を養うことを目標としています。また、歌唱教材として取り扱う内容には民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して伝統的な声の特徴を感じとれるものとされています。つきましては、

これに即して対応してまいりたいと考えております。今後も学習指導要領に基づき、学校教育の充実に努めてまいりたい考えであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは、3番、竹邑議員の3番目のご質問であります地域担当職員制度についてお尋ねでございますが、議員お述べの地域担当職員制度の内容とは少しニュアンスが異なるかもしれませんが、このような制度を導入している先進地市町村の例を見ますと、端的には住民協働のまちづくりでございます。具体的な内容は、自分たちの暮らす地域について自治会やNPO、市民活動団体など地域のまちづくりに意欲的な皆さんに呼びかけ、地域の皆さんが主体となった話し合いの場を持ち、例えば花いっぱい運動、公園のあり方、地域の防犯対策など生活密着型のテーマについて地域の市町村とどちらかに対する一方的な要望やお願いではなく、地域の皆さんと地域担当職員がともに話し合い、それぞれが互いの役割と立場を理解しながら考えていこうとするものでございます。そのため地域担当職員は市町村の担当部署とのパイプ役として情報提供等を行い、地域と自治体がパートナーシップの関係で地域づくりを進めていこうとする制度と理解いたしております。現在、こうした住民と自治体（町）との連携については自治会長の皆様、各種団体の役員の皆様、議会議員の皆様方に担っていただいていると考えております。

また、ほかに協働のまちづくりとしては本の読み聞かせや朗読テープづくり等の図書館ボランティア、考古学ミュージアムの展示ガイドや小中学校の歴史教育の支援等のボランティア、花いっぱいの環境美化をはじめ福祉、観光、防犯等々のさまざまな場面で協働のまちづくりが展開されているところです。本町といたしましては、今後もこうした取り組みの充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、4番目の女性委員の登用についてのご質問にお答えをいたします。

各審議会等委員の女性登用につきましては、政策決定への女性の参画は極めて重要でございますことから、全庁的に取り組んでいるところでございます。町の施策、方針の結果は女性にも男性にも等しくかかわっているものであり、女性も男性もそ

れぞれ参画することで均衡のとれた創造性豊かな社会づくりを目指すこととなります。そのためにはいろいろな人がその企画・立案、実施、評価といったあらゆる過程に参画できる平等な機会が必要であります。現在公募制につきましては考えておりませんが、今後とも各審議会等の目的や状況を見ながら、幅広く人材の発掘に努め、適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 3番、竹邑議員。

○3番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

1番目の問題に関しまして、将来を背負ってもらう児童・生徒を愛する田原本町のために教育問題は最重要課題であります。今回公開制と伺いましたが、この行政経過報告にもあるように、2月27日に1件ありますが、これも部分開示ですね。公開制ならば、本当の公開制ならば情報コーナーとか図書館に、会議録を置くということは可能か不可能か、また答弁をお願いします。

2番目の町歌に関しまして、この中の方、後ろの方も、町歌って本当に知ってますか。部長、ほんまに。我々も町歌って聞いたことございませんよ。だから、副町長、こんな議会があっても最初の5分ぐらい、我が愛する田原本町のために全員で歌うたら一遍、どないですか。それも一遍答弁をお願いします。

3番目に関しまして、町の職員には無理を申しますが、去年の滝沢村研修でも職員が自己業務を超えて活動しておられると。それで、これ、部長、県も一部担当制でやってると思うんですわ。近くで言うたら、大阪の八尾市なんかはもう既にこういう状態で施行してます。文句言ってるのは議員さんだけですわ。議員さんは我々の仕事がなくなると。それはやっぱり私は間違いだと思います。議員さんは田原本町すべてのことをやってるんやと、地域限定じゃないんやということで。まあ、方向的にはいい方向やと思うんですけど。だから、今回回答もらった中身はちょっと違うかないう感じもしますけどね。

例えば、この自治会の中に道をつけてほしいとなれば、担当職員からもう直接建設課に言ってもらうとかいう方向が一番手っ取り早い方法かなという考えも持っておりますので、その辺また部長、再度答弁お願いできますか。

最後の件に関しまして、女性議員をやっぴりもっとふやしてほしいと。委員さん

でないんですけど、例えば投票管理者とか投票所立会人とか、民生・児童委員さんの推薦なんかは自治会長に来ますわ。それで、民生委員、児童委員さんなんかは自治会長に推薦をお願いして、自治会長がお願いしますというて頭下げに行って、その上にまた推薦委員会がごさいますわね、また。松田部長ね、この件に関して、それやったら何で推薦委員会が直接選ばんのかいうことを後で答弁お願いできますか。自治会長さんをお願いするのはそれぐらいなんですけど、ほかの委員の選定過程は全く我々わからないと。今回も人権擁護委員さんが名前出てますわな。この結論、だれだれを認定してくれとなってますけど、我々としたらこの方をどないして選定したかいう過程が全くわからないと。だから、一応簡単にお伺いするのは選定過程の説明をお願いしますやろか。よろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。町歌についてしっかり答えてください。

○副町長（森口 淳君） 町歌でございませけれども、先ほど担当のほうから説明をいたしましたように、合併30周年、昭和61年のときに策定をされました。これにあわせて町の木とか花とか、それからいわゆる町民憲章とか、そういうものも一緒に策定をされました。当時私も教育委員会、社会教育担当いたしておりましたので、そのときに策定をされたものでございます。これは前後してですけれども、奈良県では奈良県民の歌、奈良県音頭というふうな、そういうものも策定をされておりますんですけれども、当時そういうものが作成されるいろんな時期がございましたし、いろいろとイベントとか、そういうところで例えば田原本の場合でしたら成人式とか、そういうときに披露されたところがございますが、今のところは停滞しているように思います。あわせて各自治会にも放送用としてつくられたところがございますので、そういうところがございます。

あと、人権擁護委員等のことにつきましては、法令等がございますので、その指示に従って選定しているところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 私のほうのご質問は情報コーナーに会議録を置くのかどうかという質問でございますが、現在置いておりませんが、過去に何人かの方が開示請求によって会議録の閲覧をされており、それで現在は対応しております。

ただ、法律条文では地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、この中で第13条会議がございまして。教育委員会の会議は公開とする。この公開が指しておりますのは傍聴をPRしなさいという文言を指しております。現在まだどこの市町村も恐らく私の調べた範囲では、先ほど申しましたような開示請求があった場合に会議録の閲覧というふうな形の対応をしておりますので、今後私も教育委員会の連合会、奈良県の教育委員会連合会の会議もございまして、その中でそれぞれの市町村の情報等を収集し、田原本町に即するような対応で考えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 3番目の地域担当職員制度についての議員再度のお尋ねでございますけれども。我々、まちづくりのための自助、共助、公助という部分を基本ベースといたしまして、協働のまちづくりをしていきたい。その中にいろいろと協議、検討をし、今後ともその充実に取り組んでまいりたいと、このように考えてご答弁をさせていただいたものでございます。

それと4点目の女性の委員の登用につきましては、副町長のほうからもご答弁ございましたように、法の規定等によりまして選定させていただきまして、女性の登用につきましては今後積極的にそういう選定作業等を進めてまいるのでございますけれども、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 竹邑議員、住民福祉部長に答えてもらいますが、また所管のところで聞いてください。民生・児童委員について。

○3番（竹邑利文君） はい、わかりました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 竹邑議員のご質問でございますけれども、民生・児童委員につきましては、今66名民生・児童委員がおります。そのうちの半分以上は女性の方が担当していただいているような状況でございます。先ほどお尋ねの民生・児童委員の推薦会、確かに14名の方がおられます。14名の方につきましては、各校区から2名ずつ出させていただいておりますけれども、その校区から民生・児童委員を推薦するに当たっては何分校区が広いので、自治会長さんにまずご相談に行くというのが今までからの恒例でございます。その自治会長さんからある方を推薦

していただいて、そこで14名の推薦委員という形の中で会議をしていき、66名を選出しているような状態でございます。

以上でございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 竹邑議員。

○3番（竹邑利文君） はい、わかりました。今の次長のおっしゃったのは、要するに公開せよだけど、言ってみれば本当の公開やないと。極端に言うと。秘密事項もあるということなら、そうとっておきましょう。はい、わかりました。それなら議長、結構です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして3番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。続きまして、5番、吉田議員。

（5番 吉田容工君 登壇）

○5番（吉田容工君） それでは、議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

まず、第1番目に町道の管理責任について質問いたします。

今年の3月に街路灯が消えているので点灯してほしいと自治会に求めているが、つけてもらえない。町に申し出ても対応してもらえない。暗い状態で子どもが止まっている車に当たるなど問題も起こっている。何とかしてもらえないかという訴えをいただきました。すぐに総務部長に対応を依頼したわけですが、結果的には2カ月かかって一応街路灯は点灯しました。ただ、町の対応に釈然としない疑問を抱いておりますので、町道の管理責任者である町の管理責任について質問します。

道路法第16条には市町村道の管理は市町村が行うと明記されています。そして、道路の付属物として柵、並木、街灯、自転車駐輪場、電線共同溝、ベンチなども市町村が管理することと定められています。そこからは道路が暗くて防犯上も防災上も問題があると判断された場合、街路灯をつけることは管理責任者である町の責任だということが明らかになります。3年前の裁判において本町は商店の前の自動販売機の明かりや民家の照らし出す明かりがあれば街路灯がなくても歩行者の前方や足元は明るい旨の主張をされました。当時の議会でも担当部長は「重要な争点」と答弁されておられました。しかし、裁判官はそのような照明の程度では道路状況を認識させるには十分でなかった。視力の弱い人物が通行することを想定して安全措

置を講じるべきであったと判断されました。

そこで質問します。失礼ながら、町道の管理責任者は町であることを認識されていますか。街路灯の必要性和設置責任についてどこまで認識されていますか。答弁を求めます。実際のところ街路灯の設置管理は各自治会が行っています。自治会が街路灯の設置管理をしなければならない根拠は、自治振興補助金交付要綱に自治振興補助金に防犯灯の維持管理に要する経費を含むと決められているからです。しかし、自治振興補助金交付要綱で街路灯の設置管理責任が町から自治会に移ったわけではありません。あくまでも町が管理責任者です。ということは、住民の皆さんから町に対して街路灯を設置してくれ、点灯してくれという申し出があった場合、町が自治会と住民との仲裁者としてふるまうのではなく、管理責任者として街路灯の必要性を判断して、必要ならば自治会に設置させる。また、自治会に点灯させることが求められているわけです。町道管理責任者としてちゃんと責任を果たされるよう、厳に求めるものです。

次に、道路整備について質問します。

本町の道路については真っすぐな道路が少ない、道路幅が広くなったり狭くなったりしているなど、たくさんの不満を伺っています。用地買収については大変なご苦労があることは理解しております。しかし、その計画に一貫した姿勢が示されることによって、町がどのような道路をつくろうとしているのか、時間とともに住民の認識が共通のものになっていきます。しかし、残念ながら町の一貫した姿勢が感じられない道路がたくさん見受けられます。例えば、千代にあるスミヨシ住宅の北からベルコシティホールの南へ東西に伸びる道路は、東側は車道7メートルもあるのに、西側は4メートルにも足りません。将来どうするのか不明です。また、田原本警察署北側の道は10メートルもの道幅がありますが、その先は行き止まり状態になっています。そこで、今年計画されている宮古25号線の工事に関して確認させていただきます。

現在建設中の宮古25号線は道路構造令第3種第4級の幅員（幅員12メートル、うち車道7メートル）で東に向かって伸びていると伺っております。その後南向きに伸びて接続する道路は、車道わずか4メートルの道路です。広い道路から狭い道路に車を誘導すると、渋滞を招くこととなります。都市計画マスタープランの道路

計画を見ると、やはり宮古25号線は西田原本3号踏切、石見9号踏切を越え、八尾池南を通っていく計画になっています。そこで質問します。宮古25号線は車道幅7メートルが途中から4メートルに狭くなる道路なのか、町の計画はどうなっているのか、答弁を求めます。

今年長年の懸案であった西田原本3号踏切と石見9号踏切の拡幅が動き出そうとしています。今回の踏切拡幅が車道幅4メートルに歩道部分をふやすだけの拡幅にとどまった場合、次に踏切を車道7メートル、幅員12メートルの道路に対応するよう拡幅することは極めて困難になります。それは、これまでの近鉄との踏切拡幅交渉の難しさが物語っています。そう考えてくると、現在行っている幅員12メートル道路の建設に整合性がなく、大変な無駄遣いをしていることになります。そこで質問します。車道7メートル、幅員12メートルの道路に対応する踏切拡幅の了解が近鉄との間でできているのか。近鉄との了解がない場合、車道7メートル、幅員12メートルの道路にする正当性を示されたい。その内容によっては宮古25号線の今年延長する部分の幅員を見直すことも検討が求められると指摘させていただきます。

道路新設の用地確保に当たり、残地の買い取りという問題が出てきます。残地購入は一般的には不要な土地を購入することになり、正当な説明ができないということではなかなか応じてもらえないというのが通常です。本町がこれまでに購入されてきた残地の取得基準について確認させていただきます。残地の取得基準についてインターネットで検索したところ、川崎市の事業の施行に伴う損失補償基準という文書が見つかりましたので紹介させていただきます。その第54条の2「残地取得」に、①利用価値の著しい減少等のため従来利用していた目的に供する事が著しく困難になる時、②当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められる時、このいずれにも該当する場合にのみ残地を取得をすると定めてあります。そこで質問します。本町の場合、どのような要件で残地の取得をされておられるのか。その要件に反して取得された事例はないのか、答弁を求めます。

財政難という理由で各種手数料が値上げされたり、下水道使用料の値上げ、ごみ袋の有料化など住民に多くの負担が課せられています。そんな中で安易な支出、いわゆる正当性のない支出がされたのでは無駄遣いをしていることになります。宮古

25号線用地の取得、道路整備に際しては正当な説明のできる仕事をされることを強く求めるものです。

3番目として幼稚園保育について質問させていただきます。

先日東小学校の親子運動会に参加させていただきました。まだ入園して2カ月もたたない子どもたちがやる気満々の姿勢でスタートラインに立っていると思ったら、泣き出してしまってお母さんに抱きついている子どももいたり、ほほえましい姿を見せていただきました。そんな中で年長さんは1人ずつ朝礼台のマイクの前に立って、次のゲームの案内をしてくれました。それぞれしっかりと案内をしてくれることに本当に感心しました。そして、最後にちょこんと頭を下げる姿にはかわいらしさが出ています。昨年の保育参観ではガリバー旅行記の説明を大きな声で発表してくれました。東幼稚園の行事に参加させていただくたびに、1年、2年というわずかな時間で子どもたちが大きく育っている様子を実感させられます。本町には5つの幼稚園があり、各幼稚園ごとに工夫をして子どもの発達を促し、成長を支えておられます。そこで質問します。本町幼稚園保育の特徴と注力点は何か、答弁を求めます。

幼稚園保育で優れた実践をされておられる中、残念ながら少子化等の理由で幼稚園児が少なくなっています。平成17年度と比べてただけでも対象となる子どもの数が969人から845人に減っています。幼稚園在園数は580人から468人に減っています。子どもの数が減っているのに在園率が下がっています。素晴らしい実践をされているのに、約半分の子どものしか幼稚園保育を受けることができない状態です。雇用状況が劣悪化し、共働きで生活を支えざるを得ない、残業等就業時間が長くなり、お母さん1人が子育てを背負い込んでいる。核家族で親の援助を受けることができないなど、子育て支援の充実が求められる中、だんだん幼稚園保育の割合が小さくなっていくことは大変残念です。そこで質問します。半分は放ったらかし、就園率が下がっても、なすがままでいいんでしょうか。何か対策を講じておられるのか、答弁を求めます。

そこで、本町の優れた幼稚園保育をより多くの子どもたちを対象にするために、幼稚園実施型の認定こども園をまずは東幼稚園で実践されることを提案します。朝の7時から夕方5時まで幼稚園機能に保育所機能を拡充して保育する制度です。そ

の中身については対象年齢を3歳以上とする、人数は学年で20人とするなど、保育所待機児数を勘案し決めたらいいと思います。この子に出会えてよかったと言える子育て、子どもの幸せを保証する子育て、子育てする親を支える子育て、地域で支える子育てを応援する町の姿勢が今求められています。そこで質問します。幼稚園実施型の認定こども園実施についてどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

これからのまちづくりに当たって、子育て支援は大きなウエートを占めます。子どもたちの元気な声が年配の方を元気づけ、町の活気をもたらします。元気なまちづくりを実現するためにも子育てをトータルにとらえ、子育て応援のまちを実現することを求めて一般質問とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 濱川利郎君 登壇）

○教育長（濱川利郎君） 5番、吉田議員の第3番目の幼稚園保育についてのご質問の第1点目、本町幼稚園保育の特徴と注力点は何かについてお答えいたします。

平成21年度においては、これまでの教育実践の検証と反省の上に立ち、教育基本法や学校教育法等関連法の改正並びに本年度から実施しております新幼稚園教育要領に準拠して、未来を切り開く確かな学力の育成と豊かな人間性の涵養、これを支える健康でたくましい心身の育成を目指し、幼児及び家庭や地域の実態を踏まえ、特色ある教育活動を展開しております。

本町の各幼稚園におきましては、魅力と活力ある園づくりを指導の重点課題とし、一人ひとりの個性を生かす教育や開かれた幼稚園づくり、さらには子どもたちにとって安全・安心できる教育空間を目指して取り組みを進めております。また、今日的な教育課題の対応として食育、読書活動、安全教育、キャリア教育の充実に加え、特別支援教育の推進充実に努めているところでもあります。

次に、第2点目の半分は放ったらかしか、就園率が下がってもなすがままでいいんでしょうか、何か対策を講じられておられるのかのご質問にお答えいたします。

就園率については園長会で情報交換を行い、将来的な展望を加味しながら検討を継続しているところであります。平成20年第3回定例会の小走議員の一般質問にご答弁申し上げましたとおり、全国的に少子化が進む中で多くの地域で小中学校及

び幼稚園の小規模化が進行しています。本町においても宅地開発が見込めない市街化調整区域の多い校区は特に減少の傾向にあります。また、男女共同参画の進展や核家族化により幼児を取り巻く環境の変化を受けて、平成12年より3歳児からの就園を実施し、子育て支援の充実を目指して努力してまいりましたが、保育所への入所増となっている現状でもあります。

そこで、本町の各幼稚園の取り組みとしては、それぞれ特色ある教育活動を展開し、魅力と活力ある園づくりを目指しています。特色ある開かれた幼稚園づくりの取り組みとして、例えば東幼稚園においては幼児一人ひとりの活動の様子などをふれあいノートやクラスだより、懇談などを通して伝えております。また、保護者同士の交流の場を設けたり、子育て支援の窓口になったりしています。幼児が豊かな生活体験を得るために四季を通じて園外保育に出かけ、地域の自然に触れさせる機会を多くしています。さらに、地域の行事や公共施設を積極的に活用し、地域の方々をゲストティーチャーとして園に招いたり、お話の先生として保護者の方々に絵本を読んでもらったりして、多くの方々との交流を深めています。

他園においても地域の行事、地域の人とのかかわりを持つ中でやさしさや思いやりの気持ちを育てる教育を推進しています。未就園児やその保護者に登園できる日を計画的に設定し、その中で子育て相談を実施している園もあります。幼稚園の預かり保育についても時間延長が就園率に影響を及ぼす可能性も加味しながら、園長会で検討しているところであります。さらには、地域における幼児教育のセンター的機能を発揮するためにも、発達段階に焦点を当てた教育のありようを論議していく必要があると考えています。幼稚園は小学校以降の生活や学習の基盤の育成をするところであり、生きる力の基礎を養うところでもあります。これらの教育を充実させることから、就園率を高める努力をしていきたいと考えています。

次に、第3点目の幼稚園実施型の認定こども園実施について、どのように考えておられるのかとのご質問にお答えいたします。

認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準でその指針が示されています。幼稚園を所管する文部科学省と保育所を所管する厚生労働

働省が共有と連携を密にしながら協議し、設立事業を進めています。

幼児期の保育、教育を担う保育所と幼稚園における新しい基準として保育所保育指針と幼稚園教育要領が今年4月から施行されています。今回の新しい保育所保育指針と幼稚園教育要領においては、小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれました。また、平成23年から実施される小学校学習指導要領においても、幼稚園に加え保育所との連携が新たに明記されました。

子どもが保育所や幼稚園等から小学校への生活の変化にうまく適応できず、学級がうまく機能しない状況が見られることから、幼・保・小の連携が求められています。

議員ご指摘の幼稚園型認定こども園は保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプです。本町においては幼稚園、保育所がそれぞれの特色を生かし、子どもの生活や発達、学びの連続性を踏まえ、教育、保育を行っているところであります。

認定こども園の設置状況は、本県において奈良市で1カ所認定されているところでございます。今後全国的な状況を鑑みながら、本町においてもその制度の有効性と必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは、1番目の吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町道の管理責任についてお答えをいたします。議員お述べのとおり、今年3月に防犯灯の球切れについてご指摘を受けまして、すぐに担当部署で自治会に説明を行い、対応させていただいたところでございます。

一般的に街路灯には道路交通の安全を図るための道路照明灯と防犯の観点から設置される防犯灯があります。道路照明灯は国道、県道、町道それぞれの道路管理者が交通量等の道路状況に応じて設置し、これを維持管理しております。現在町で管理しております道路照明灯は22基でございます。防犯灯は夜間の犯罪防止と交通安全を図り、安全で安心なまちづくりを推進するために町防犯灯設置補助金交付要

綱に基づき、自治会の申請により補助金を交付しております。平成20年度末で防犯灯設置数は3,247基でございます。防犯灯の電気代及び維持管理等に要する費用は地元自治会の負担でございます。

なお、町としては住民相互間の親睦及び協調を図り、豊かな人間性を育むとともに犯罪及び事故等の防止に配慮した住みよい地域社会づくりのため生活環境等の整備を行う自治会に対しまして、自治振興補助金を交付いたしておるところでございます。今後も引き続き自治会で防犯灯の維持管理をお願いし、必要に応じ適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） それでは、吉田議員のご質問の2番目、道路整備について答弁させていただきます。

まず、1点目の宮古25号線は車道幅7メートルが途中から4メートルに狭くなる道路なのか、町の計画はどうなっているのか、及び2点目、車道幅員12メートルの道路に対応する踏切幅の了解が近鉄との間でできているのか、近鉄の了解がない場合、車道7メートル、幅員12メートルの道路にする正当性を示されたいとの質問にお答えをいたします。

町の道路整備の計画について、都市計画マスタープランの道路整備方針における全体道路網の考え方といたしましては、当宮古25号線は地域準幹線道路（主に地域間を結ぶ）に区分しておりまして、道路構造令第3種第4級に区分され、片側2.75メートルの車道幅、0.75～0.50メートルの路肩幅の設計基準値とされており、横断的に車道 $2.75 \times 2 = 5.5$ メートル幅、路肩 $0.75 \times 2 = 1.50$ メートル、片側歩道幅2.00メートルで合計9メートル幅でございます。

なお、幅員12メートルの道路の建設に整合性がないとのことにつきましては、車道幅員が7メートルで歩道が2メートルの合計9メートルが標準断面と考えています。それにプラスして水利組合との調整により、水路幅の増減あるいは元の道路等官地との接し方によりまして一部幅員が12メートルになる部分もございます。宮古25号線は狭い宮古地区内のバイパスアクセス道路として、小阪富本線に接続

を予定しております。また、緊急車両の通行や学童たちの通学路の安全確保のために、西田原本3号踏切、石見9号踏切の歩道設置問題は必要不可欠な事業と考えています。

今年度におきましては、踏切改良工事の設計委託業務並びに近鉄との交渉に努めていきたいと考えております。なお、宮古25号線は町道小阪富本線はもちろん町道西新町3号根太黒田線ともバイパスアクセス道路として考えていく上で、それらの道路との交差点部分の改良は必要と考えているところでございます。

次に、3点目の本町の場合どのような要件で残地の取得をされておられるのか、その要件に反して取得された事例はないのかについて答弁させていただきます。

残地の取得基準でございますが、吉田議員のご質問の中で、①利用価値の著しい減少等のため従来利用していた目的に供することが著しく困難になるとき。②当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められるときのいずれにも該当する場合にのみ残地を取得すると定めております。

この条件につきましては、奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準第54条の2に定められています。基本的に土地収用法第76条には「同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することによって、残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することが出来る」と規定されております。

また、奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第36-3には、基準第54条の2（残地の取得）の本条第1項第2号に規定する土地所有者の生活再建上支障と認められるときとは、残地に利用上の制限が生ずることにより、残地を他の者に処分することが困難となるため、土地所有者の生活再建上支障となると認められるときを言うとしています。

さらに、同奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用申し合わせによる残地の範囲につきましては、「残地の利用上の制限が生ずることにより残地を他の者に処分することが困難となる場合」の判断規準として、運用方針第36条-3第1項の「残地利用上の制限が生ずることにより、残地を他の者に処分することが困難となる」場合とは、インターチェンジ内の残地や鉄道事業、河川事業等による残地で、残地に入入りする道路がない場合、優良な住宅地において残地が狭小なため

小さな建物さえも建築できないことに加え、当該地域の一面地の残地利用面積と比べ余りにも狭小、不整形過ぎて不動産市場にもものらない、売却するにも需要がないような場合を言うと明記されています。

したがって、議員のご指摘のような要件に反して取得した事例はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございました。しかし、今20分以上、私が質問した以上かけて答弁いただきましたけども、3人の方どの方も私の質問に答えておられない。その点では非常に不満がありますし、2回目こんな質問しなければならないことが私は残念です。順番に聞きますので、よく答えてください。前もって質問してる中身に対する答弁ですからね、よろしくお願いしますね。

まず、1番目の町道の管理責任について。

結果的に私は町が必要と認めた場合に町のおっしゃる防犯灯設置、これについては自治会に指導できるかどうかということを知りたいわけですね。いや、指導する気があるかどうか。今回も3月18日に部長に申し上げて、5月13日に結論をいただいたんですよ。どうしてそれが街路灯がついたか言うたら、そこにお住まいの方が自らお金を出して取り替えたんですよ。その点では私は田原本町に住もうと思われる方が引っ越してこられたと。その方が普通に明るい夜道を歩きたいと、夜でも明るい道を歩きたいと普通に共有されるべき要望が田原本では実現しない、そういう現実があるということを知りたいということでこの質問をさせていただいたんです。自治会に入っていようが入っていなくても、田原本町に住んでいる人が夜道でも明るい道を歩きたい、当たり前なことじゃないですか。それを田原本町が指導するのかどうか、ここを答弁願いたいんです。それに当たってはどの部署が指導するかということもあわせて答弁を求めます。

2番目の道路整備についてであります。

まず、これも整合性については全く触れておられませんでした。その点は非常に心外な答弁でありました。その中で、部長が答弁された中でいろいろ問題がある発言がありました。例えば、宮古25号線は町道小阪富本線はもちろん、町道西新町

3号根太黒田線ともバイパスアクセス道路として考えていくと答弁されましたね。田原本町の都市計画マスタープラン、ありますけども。ここをよくご存じですね。

(「たわらもと都市計画マスタープラン」を示す)

ここにはそんな線、どこにも引いてないんですね。ちゃんと京奈和自動車道から東に向かって走ってきて、西田原本線の前で南下して、そして小阪富本線に入って西に向かっていくという線が都市計画マスタープランには書いてあります。南行きの線は1つも引いてません。私はね、都市計画マスタープランが完璧なものとは思いません。しかし、行政がこういうプランをつくって、このとおりに行政進めますよという発表をしてるんでしょう。にもかかわらず、これと違うことを計画されるといのはおかしいじゃないですか。しかも、こんな公の場で「別の線考えてます」という答弁されること自体がおかしい。それで、実際はこんな太い線を引いたら、東向いて道が抜けられませんよね。今でも、例えば鍵の交差点ありますよね。鍵の交差点を24号線から西向いて行くとき、大型車両は対抗できないんですよ。ですから、トラックは手前で待って道から入ってくる大きな車がないか、待避してるんですね。要するに、そういう状況が今度は富本小阪線でも生じる可能性がある。ですから、12メートルもの幅の道をつけたら、そこが渋滞する、困難なことになるといことは目に見えてます。それをわかっていながらこんな線を引くということは非常に私は理解できない。その点について、なぜこんな太い道が必要なのかという説明をしてください。

それと、答弁ではいろいろ車線と片側歩道とか路肩とか入れて9メートル幅ですよとおっしゃってますよね。でもね、田原本町の計画、田原本町では明らかに出てませんけども、土地開発公社の計画には今年4,300平方メートルの土地を買いますよという計画が出てますよね。これは宮古25号線の話ですよ、書いてますからね。4,300平方メートルで、あと390メートル工事区間が残っていると。割りますと、11メートル幅で土地を買いますよという計画が土地開発公社では出てるんですよ。そうすると、9メートルじゃないですよ、11メートルいきますよということやってるんですよ、計画としてね、あると。その点ではわざわざ車道7メートル、全幅12メートル、1メートル減るかわかりませんが、そんなんで引っ張ってきて買うのが本当に必要なのかというのは説明してもらわなければいけません

し。もし、これが4メートル削ったとしたら、この用地取得費、今年は1億5,500万で買うと、坪12~13万で買うという計画を立ててやる分がかなり削減できますよね。全部で720メートルですか、全長720メートルですので、それを4メートルずつ削ったら1億円の取得費が削減できるというか、反対に1億円の取得費が私にとっては余分やと思うわけですね。その点ではこの道路を引く整合性、さらに将来の目的、これについてはちゃんと説明してもらえないと納得できないと私は考えています。

さらに、残地の取得であります。残地の取得は私が提示しました内容で奈良県もやっているようですし、田原本町もその要綱でやっていると。これは2つの要件があるんですよ。ただ単に残地が販売できないというだけじゃないんですよ。それが生活再建上支障があると認められた場合に買いますよと書いてるんですよ。例えば24号線から青垣生涯学習センターへ入る道を拡幅されましたよね、池を埋めた分。あの分がですね、あれは何番地かな。阪手189の2という土地ですけども、これは田原本町が取得されてますよね。この阪手189の2という土地の横は今民間の駐車場になってますよね。ですから、その土地を使うて駐車場にすることもできる。あの土地を買うことによって、だれか買わないことによって生活再建上支障を来した事例があったのかどうか。あったから買うたという説明ですからね、その点はちゃんと説明していただきたい。

最後に、幼稚園保育についてお伺いします。残念ながら私は田原本の幼稚園教育が素晴らしいという前提に立って質問してるんですね。で、ちょっと教育長の認識の誤りが何方所か見られたんで、まず指摘させてもらいますね。1つは、幼稚園と保育所の保育、教育というような形を説明されてます。保育というのは、保護教育という言葉が縮まって保育だと私は認識してるんですけども。保育には教育が入ってるという認識してるんです。それをまず答弁願えますか。それともう1つ、就園率です。幼稚園が5つありまして、そのうちの就園率が一番低いのが東じゃないんですよ。南幼稚園が一番低いんです。43%です。東幼稚園が47%、田原本幼稚園が48%です。その点では実数的には東幼稚園が少なく見えますけど、幼稚園を利用してる割合はもうどこも少ないんですよ。ですから、少ない理由を市街化調整区域とかに求めるのはおかしいと私は思います。その点では本当になぜこれだけ就

園率が低いかという原因は答弁されませんでしたので、どこまで考えておられるのか答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 第1点目の保育と教育ということですが、普通我々は保育園とか幼稚園教育、ことに幼稚園等にかかわりましては保育という使い方が一般的だと思います。また、小学校等々いわゆる学校教育法に言う、その中に幼稚園も含んできますけども、そういう場合を特に教育というふうなところで指しているように私はとらえておりますが、保育の場合はいわゆる保育所の一般方針等々の中でうたってる部分もあります。しかし、おっしゃったように重なる部分も当然あるように認識しております。だから、あえて分けて使いにくい一面もあるわけですが、特に保育所、幼稚園につきましては保育という扱いをされてるのが一般的じゃないかなと、こういうふうには認識しております。

それから、就園率の場合のございですが、確かに南幼稚園が東幼稚園と人数の多少にかかわらず低いというご指摘のございですが、南幼稚園の地域性と申しますのか、そういうところにも榎原市に近いとか、あるいは養護施設等々の関係も含めて幾分かそういう影響も与えてるんじゃないかなと、これは私認識しているようなわけのござい。今後就園率を高めるために幼稚園教育のこういうことをさらに啓蒙しながら、少しでも幼稚園教育あるいは幼稚園に就園していただくように努めていきたいと、こういうように思っております。

以上のござい。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 再度のお答えをさせていただきます。

町道の管理責任につきましては町にあるということは十分認識をした上のご答弁をさせていただいたつもりでございすけれども、不足する部分につきまして再度ご答弁をさせていただきます。

この担当部署と言いますのは、これ、3つの課に分かれておまして、総務課と建設課と生活安全課と、こういう形で総務課につきましては自治会の関係、そして建設課につきましては道路、街路灯の関係、そして、住民生活課につきましては防犯灯の関係と、こういう形で分かれておりますけれども。そういう今回のこういう

件につきましては、いろいろと自治会内部でのご事情もあるようでございますので、十分町として指導できる部分については指導、対応してまいりたいと、今後そのように考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 私のほうからは3点ほど伺ったと思っております。

まず1点目の都市マスの道路網の中に、東西の道が国道から富本まで伸びる道路に定められてるやないかと、こういうことでございます。確かにそういう東西の道路が田原本町は非常に弱いですから、宮古の地区だけにかかわらず弱いですから、そのところを都市マスとしては東西の道路として重要な位置づけをしております。ただ、今回宮古25号線そのものは宮古の村中の狭いバイパスと見え、あるいは京奈和の下の側道の歩側道として考えておまして、宮古25号線だけをとらえますと、国保病院の東側の京奈和の下の側道から小阪富本線につながるころ、踏切の西側でございますが、そこまでの線を宮古25号線と考えております。ただ、議員おっしゃっているように東西の道の利用価値から言いますと、国道から宮古25号線を通りまして、ずっと西のほうまで通して広い道になることがそれは理想だと考えております。今後もそういう拡幅の可能な部分については検討を加え、拡幅をしていきたいと思っております。ただ、非常に道路の両側がいろんな条件がございますので、都市計画道路でもございませぬので簡単にはいかないと考えております。それに加えまして、25号線を今の幅員9メートルの標準で結びますと、結果として西新町のほうからの交通量がふえてくるだろうと。結果としてふえてくるということで、その辺の交差点部分の改良は今後必要だと、そういう意味でお答えをさせていただきました。

それから、2点目の幅員についてでございますが、一部今でき上がってる道路もそうでございますが、道の横に地元との協議で水路の必要な部分もございませぬ。それは標準として考えております道路幅プラス水路が必要でございますので、あるいはもとの小阪富本線と接続する部分については多少広めに買収すべきだと考えておりますので、単純な延長×幅員ではいかないと思っております。

それから、3点目の用地取得でございますけれども。議員が例えばということで例

として出されました阪手の部分でございますけども、非常に不整形な形が1つございます。それから、ちょっと街路、木を植えておりますけども、あれ、1つの地権者ではなしに細長い土地が2件の地権者の部分でございます、2件の方が非常に不整形な細長い土地を残地として残さざるを得ぬ状況でございます。ですから、先ほどお話しさせていただきました県の要綱のまず基準がありまして、運用方針、申し合わせ事項がございます、それぞれ県のほうでこの不整形な土地の買収について、こう考えようということを順序立てていきまして、最終的に売却するにも需要がないような不整形過ぎる、狭小過ぎる、こういう土地のことを定義づけております。今のことにつきましても2件の細長い不整形な土地の面積が小さく残ったということ、それからもう1点、その東側に駐車場があるやないかと、それと一体的なというような話もございましたが、その方も地権者は別の方でございます。その方が必要としないような細長い土地であればその方に買収をお願いすることもできないであろうし、なおかつその方との今問題とされました間に里道が走っておりますので、駐車場にされてるところと接してはおらないということもございます。いろんな条件が絡みまして町で含んで買い上げた、ということだと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） もう時間がなくなりましたので、こちらが言いたいことだけ言わせてもらいます。

教育長、南幼稚園の就園率の低いことが樞原市に近いから向こうへ行かれるというのは、南幼稚園は魅力ないと言うてるようなもんですよ。だから、それはあかんと思いますね。私が指摘したいのは、教育委員会は幼稚園、役場は保育所と、今そんなんじゃだめなんです、こんな小ちゃい町ではね。全体として0歳から6歳までの子どもをどういうふうに保護、教育していくかということをぜひ考えていただきたい、要望しときます。

それと総務部長については、防犯灯については住民生活課が担当するということですので、住民生活課へぜひてきぱきと対応していただきますよう、よろしく願いします。

あと、建設部長については、その説明でしたら、田原本町は地権者があつたら、要望したら皆買い取ってもらえるということになりますので、そういう答弁はよろしくないと思しますので、よく再考していただきたいということを主張しまして一般質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして5番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、古立議員。

（1番 古立憲昭君 登壇）

○1番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、経済危機対策と我がまちの取り組みについてお伺いいたします。

昨年の経済危機以来、政府与党は切れ目ない連続した経済対策に取り組んでまいりました。しかし、想像を超える経済後退の中で今一段の対策を講じなければ景気は底割れしかねない状況が続いております。あるいは雇用情勢も新年度を迎えて厳しさを増しております。この経済不況は今や本町においても生活や経済活動に大きく影響しております。そうした中、我がまちでも定額給付金の支給が始まり、またそれを活用したプレミアムつき商品券が想像を超える販売となり、大きな話題となりました。また、高速道路料金の大幅引き下げや環境対応の自動車減税などによって国民の皆様にも少し明るさも見えてきております。

5月14日の朝日新聞には「街角景気、雲間に光－4カ月連続上昇、給付金、高速千円など好感」という記事が出ておりました。また、その隣に政府の月例報告として「景気悪化”緩やかに”－内閣府三年ぶり上方修正へ」という記事が載りました。平成20年度の第1次補正、同第2次補正、そして平成21年度の本予算の75兆円の景気、経済対策が効果を発揮しているということではないでしょうか。もっと言えば、定額給付金や高速料金引き下げ、雇用対策、中小企業への緊急融資制度によるものではないでしょうか。こうした経済対策はばらまきという無責任に述べられている人がおられますが、何をばらまきと言うのか、答えられる人はおりません。国民のために数多くの施策を打ち出すと、ムードでばらまきと言っているのに過ぎません。要するに、今やあらゆる手を打たなければ経済不況は克服できません。特に経済は人々の感情で動きます。需要創出につながる対策は当然です。生活

の安心があつて初めて消費が拡大できる。このもとに本町の住民の安心感を育むよう取り組んでいかなければならない。そこで、昨年度第1次、第2次対策が本町ではどのように展開されたのか、本町の住民に対し、どのような生活の安心を持たされたのかを3点お伺いいたします。

まず1つ目は、雇用の安心では緊急雇用創出事業として臨時職員の募集などがされており、本町においてはどれだけ交付され、地域の元気回復のためどのように使用されているのか、お伺いいたします。

2つ目といたしまして中小企業、国の中小企業の資金繰り支援対策を利用するためには、市町村の認定が必要でございます。本町ではどれだけ認定されているのか、また本町の中小企業の経済状況をどのように認識されているのかも併せてお伺いいたします。

3つ目として、国の2兆円を超える家計緊急支援対策による定額給付金、子育て応援特別手当の本町の進捗状況、また出産育児一時金の増額、妊婦健康審査臨時特別交付金、介護従事者処遇改善臨時交付金、地域活性化・生活臨時交付金など本町の予算規模と取り組み状況についてお伺いいたします。

次に、国の新年度の予算、補正予算で示された経済対策の中で少しお聞きいたします。

平成20年度までは地方道路整備臨時交付金であった財源が新年度から道路財源の一般財源化により創設された地方活力基盤創造交付金となっており、それについて本町においてはどのような政策意図でもって取り組まれようとしているのか、お伺いいたします。

また、補正予算が成立した後、関連法案が60日で成立するわけでございますが、この新経済対策、特に町民の安心に直結し、関心の高い項目について4点お伺いいたします。1つは教育の中で、特に幼児教育についてお答えをお願いいたします。また2番目として、太陽光発電の導入についてどのようにされておられるのか。また、3番目として公共事業の前倒し執行についてどのように考えておられるのか。4番目として農業集積加速についてお伺いいたします。以上4点、ご答弁よろしくお伺いいたします。

続きまして、環境に関してでございますが、その中で我がまちのグリーンニュー

ディールについてお伺いたします。

6月5日世界環境デーでございます。1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議であり、これを記念して日本の提案により定められたもので、今年37年目でございます。また、1991年からは6月の1カ月間を環境月間として全国各地でさまざまな行事が行われてまいりました。そして、1997年12月に京都で行われた地球温暖化防止会議、いわゆるCOP3で議決された京都議定書は2008年から2012年までの期間中に各国温室対策、6種の削減目標を1990年に比べて日本では6%削減することを定め、画期的な会議となりました。続いて昨年洞爺湖サミットを機に始まった7月7日の日のクールアースデーも大きな意味を持ちました。

しかし、昨年11月17日国連気候変動枠組条約事務局は2006年のデータに基づく達成状況では16カ国が削減目標を達成したことを発表しましたが、日本の目標は6%減に反して6.4%増加であることが明らかになりました。そして、世界経済は未曾有の世界同時不況に突入いたしました。こうした中で3月環境分野を経済成長の牽引役とする世界的な流れの中で日本版グリーンニューディール政策を打ち上げました。2015年までに環境ビジネス市場を2006年の1.4倍となる100兆円規模にし、雇用も80万人増の220万人の確保を目指し、地域グリーンニューディール基金も創設し、地域の活性化と低炭素化、エコ化を同時に推進しようとするもので、緑の社会への構造改革を目指して地方もスピードをもって積極的に取り組むことが要請されております。行政の強いリーダーシップに期待し、具体的な取り組みについてお伺いたします。

まず1つ目は、今年の世界環境月間我がまの取り組みは、また昨年に続いて今年の世界環境デーに対する我がまの取り組みについてお伺いたします。

2つ目として、平成20年6月地球温暖化対策推進法の改正により、地球のCO₂削減計画の策定が義務づけされましたが、我がまの取り組み状況とそこから見えてきた課題についてお伺いたします。

3つ目、今回の日本版ニューディール政策の中でさまざまな方面から高い関心を寄せられているのが新経済対策に含まれているスクールニューディールであります。

このスクールニューディールに関しては所管で本来は聞くべきであります、今回の経済対策に大変重要なことですので、あえてお聞きいたします。

このスクールニューディール構想は学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとしております。具体的には公立校を中心に太陽光発電パネルの設置などエコ化改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実などICT、すなわち学校の情報通信技術環境を整備しようとするものであります。予定されていた耐震化も前倒しして3年間で集中的に実施しようとしております。これらの施策は低炭素革命を推進する上で大変重要な位置づけであり、日本の環境技術を生かし、また子どもたちの教育効果もはかり知れません。

そして、学校におけるICT環境の整備や技術は今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子どもたちの教育現場にあってはならないという決意でパソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置などICT（情報通信技術）化などを進め、教育環境を充実させると同時に経済の活性化を図るのがねらいであります。積極的に学校のICT化も進めていきたいものでございます。

そこで3点お伺いいたします。我がまちの小中学校での太陽光発電パネル設置についての取り組みについてお伺いいたします。2つ目として、我がまちの校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と取り組みについてお伺いいたします。3つ目として小中学校のICT環境に対応できる教師の技術習得についてどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

以上が私の一般質問でございます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは1番、古立議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、第1番目のご質問の経済対策と我がまちの取り組みについての1点目の国の平成20年度第1次・第2次補正予算にかかる取り組みにつきましては、雇用創出では緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、幼稚園障害児対応教諭6名、図書館の資料整理及び観光協会職員各1名の合計8名の雇用で、事業費は816万3,000円でございます。

中小企業資金繰支援対策の認定数は平成19年度が23件で、平成20年度が140件でございます。本町が実施いたしております平成20年度の中小企業資金融資制度及び中小企業緊急経営安定資金融資制度の利用は合わせて59件であり、両制度とも受付開始2カ月で限度額に達したもので、ほとんどが運転資金となっております。こういったことから景気の悪化による影響で、より厳しい状況であると考えております。

定額給付金は5億467万6,000円で、5月末での申請率は94.1%、総額に対する支給率は90.4%であり、子育て応援特別手当は1,591万2,000円で、5月末の申請率は95.5%、総額に対する支給率は87.6%でございます。

出産育児一時交付金は本年度10月から22年度末までの措置として4万円を引き上げる39万円とするもので、本年度は34件、136万円を見込んでおります。

妊婦健康診査臨時特例交付金は県で基金を造成し、平成21年1月27日から平成22年度末までの妊婦健康診査を対象に14回のうち9回分の2分の1が県補助金で交付されるもので、本年度は780万円でございます。

介護従事者処遇改善臨時交付金は介護報酬改定に伴う介護保険料の軽減等のため1,604万5,000円を基金に積み立てを行い、活用をするものでございます。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金は705万9,000円が交付されるもので、地域防災計画修正等業務に充当するものでございます。

地域活性化・生活対策臨時交付金は7,321万8,000円が交付されるもので、農業基盤整備、駅前広場トイレ整備、田原本小学校及び田原本中学校耐震化、平野小学校下水道接続、中央体育館耐震診断、中小企業緊急経営安定資金融資制度、

災害備蓄品に充当するものでございます。

次に、2点目の国の新年度予算、併せて第1次補正予算の新経済対策における取り組みについての地方活力基盤創造交付金につきましては、道路を中心しつつ地方の実情に応じた関連する他のインフラ整備やソフト事業にも対象となり、使途も拡大されたものでございます。補助率は55%で以前の交付金と同じでございますが、残りの地方負担45%に対して起債が70%充当でき、その元利償還の30%が交付税措置があるもので、従来は通常の事業量を上回る部分のみ起債対象となっておりました。今後道路整備を進めていく上で活用を図ってまいりたいと考えております。

また、国の平成21年度第1次補正予算に地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心・安全の実現その他将来に向けた地域の実情に応じる事業実施のため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度が盛り込まれたところであり、本町の交付金は約1億3,600万円と見込まれます。この交付金の制度は平成20年度の地域活性化交付金と同じようなもので、国の補正予算に計上された補助事業の地方負担分や経済危機対策に対応した地方単独事業が対象とされております。

現在事業計画を策定中でございまして、教育の負担軽減、太陽光発電の導入、農業集積の加速のほかにも課題事業がございまして、当面におきますより必要性の高いものから取り組んでまいりたいと考えております。

なお、事業の前倒し執行につきましては、景気対策の趣旨から重要であると認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 小西敏夫君 登壇）

○生活環境部長（小西敏夫君） 1番、古立議員の2番目、我がまちグリーンニューディールについて、（1）今年の世界環境月間我がまちの取り組みは、また昨年が続いての今年の世界環境デーに対する我がまちの取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。

議員が述べられておりますように、私たちは豊かさや便利さを追及するために大

量のエネルギーを消費してきたこれまでの社会は、地球温暖化をはじめとする環境問題やエネルギーの枯渇問題といった人類にとって深刻な状況を招いております。これらの問題を解決するためには、世界の国々が協力し合い、限られた資源を有効に利用し、二酸化炭素をできるだけ排出しない取り組みを進めていくことが必要です。

日本では二酸化炭素をできるだけ排出しない低炭素社会の実現に向けてクールアース推進構想を世界に向けて提案しています。また、こうした環境問題の大切さを国民全体で再認識していくため、本年6月20日から7月7日までの間、二酸化炭素削減ライトダウンキャンペーンを実施され、特に6月21日夏至の日と7月7日クールアースデーの20時から22時の2時間、施設や事業所、家庭など一斉に電気を消す「セタライトダウン」を呼びかけております。

そこで、議員お尋ねの7月7日のクールアースデーに対する我がまちの取り組みといたしましては、本町にはライトアップをしている施設などございません。しかしながら、温暖化防止のための事業として、1番目といたしまして平成16年4月より国の示す労働時間短縮対策及び時間外勤務の抑制、また節電（省エネ）の観点から毎週水曜日はノー残業デーを行っております。

2番目といたしまして、平成13年度から関西夏のエコスタイルキャンペーンの一環として6月から9月までの間、執務室、会議室の冷房を28度に設定し、暑さをしのぎやすい服装（ノー上着・ノーネクタイ）などで執務を行っており、冬期の12月から3月は暖房を19度に設定しております。また、昼休みは支障のない限り原則として消灯を行っております。

3番目といたしまして、平成17年度から町民一人ひとりが環境問題を自分自身の問題としてとらえ、日常生活において環境に配慮した行動に積極的に取り組んでいただくため、家庭版ISO認定制度を実施いたしております。現在までの参加家族数174世帯で参加家族人数は425名で、平成21年度は32世帯に参加いただいております。

4番目といたしまして、廃食用油の回収事業につきましては一般家庭から出る廃食用油を町内8カ所で引き取る場所を設け、回収の協力を住民の方々に呼びかけております。平成20年度の回収量は2,615リッターでございます。現在回収した

廃食用油は業者に引き取ってもらい、石けんにリサイクルしていますが、これからもごみの減量や環境負荷を少しでも削減し、資源環境型社会に取り組んでいくためにも廃食用油をリサイクルして、公用車のディーゼル自動車燃料として利用する廃食用油再生燃料化リサイクル事業を導入しなければと考えております。しかしながら、現実バイオディーゼル燃料を活用している市を現地視察した結果、廃ガス臭に問題があり、導入につきましてはさらに研究する余地もあり、現在検討中でございます。

5番目といたしまして、平成21年度から職員提案制度の採択事業といたしまして、二酸化炭素排出量削減を目的に職員らが公用で使用する自転車を導入し、公用自動車の利用をできるだけ抑制し、自転車の積極的な活用を図るとともに職員の健康増進に資するため、庁舎をはじめ出先施設に14台の自転車を配置いたしました。

6番目といたしまして、飛鳥川流域生活排水対策推進協議会の関連事業といたしまして、毎年町内の小学校4年生を対象に環境教育の学習資料として「地球SOS～みんなで地球を元気にしよう～」を配付いたしております。

以上がクールアースデーに関する我がまちの取り組みでございます。

次に、(2)平成20年6月地球温暖化対策推進法改正により、地球の二酸化炭素削減計画の策定が義務づけされましたが、我がまちの取り組みの状況とそこから見えてきた課題についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、過去に何度か他の議員さんからも地球温暖化防止に向けた取り組みの一般質問があり、ご答弁いたしておりますが、本町といたしましては、平成17年度に田原本町地球温暖化対策実行計画書を作成し、庁舎や学校施設及びすべての町公共施設を対象として温室効果ガスを平成16年度の実績を基準に平成18年度から平成22年度を目標年度として5年間で6%の削減目標を定め、取り組んでいます。

これまでの取り組み状況といたしまして、平成18年度の実績は温室効果ガス排出量4,778トンで4.60%の削減でございまして、平成19年度の実績は温室効果ガス排出量4,731トンで5.55%の削減でございまして、平成20年度の実績は温室効果ガス排出量4,605トンで8.05%の削減となっております。3年目で目標を達成しております。しかし、数字的には順調に削減されておりますが、

今後も平成22年度の最終年度に向けて6%以上の削減を目標に、職員自ら率先して地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） それでは、続きまして第2番目の我がまちのグリーンニューディールについてのご質問の第2点目のスクールニューディールについてお答えいたします。

経済危機対策として学校施設における耐震化・エコ化・ICT（情報通信技術化）など一体的に実施するスクールニューディールに関する国の補正予算、また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度が盛り込まれたことから、議員お尋ねの我がまちの小中学校での太陽光発電のパネル配置の取り組みについては、学校施設の耐震化の進捗等を踏まえて計画をいっていく必要があることから、今回は学校ICT整備事業を優先的に整備したいと考えております。

次に、我がまちの校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と取り組みについては、本年度予算計上しておりました北中学校のパソコン教室及び各小中学校の図書室における機器の入れ替えに伴うリース経費を買い取りに変更、及び来年度以降に計画しております各小学校のパソコン教室における機器の入れ替えに伴う事業、幼・小・中学校に設置されているアナログテレビからデジタルテレビへの買い換え、及びアンテナ設置事業で幼稚園27台、小学校91台、中学校49台の買い換え、また小・中学校の校内LAN設置事業では普通教室、特別教室を予定しています。小・中学校における校務用パソコン購入事業で中学校46台、小学校90台の購入予定をしております。

次に、小中学校のICT環境に対応できる教師の技術取得についてでございますが、必要に応じて研修等を図っていく考えでございます。

以上の取り組みを図る補助事業実施計画を提出しておりますが、今後関係機関と詳細について協議してまいりますので、変更が生じることもございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、古立議員。

○1番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと1～2点だけお聞きしておきたいのがございますので、よろしく願いいたします。

まず、最初の経済対策のところで、定額給付金と子育て応援特別手当、ほぼ高い率で申請されております。定額給付金は94%と、子育ては95%と、この短期間で大変な申請数だと思います。そこで、これから恐らくほとんどもう申請が少なくなってくると思われるんですけども、最終的には100%が理想なんですけども、それに対して今後広報活動とか、その辺をどのようにされるのか、少しお答えのほうをよろしく願いいたします。

それと、あと、環境のほうの問題で単独事業が新経済のほうでは事業対象とされておりますが、太陽光発電の導入に関しては教育のほうでも今回はされないということで非常に残念なんですけども。というのは、私ども以前に太陽光発電を大事なのではないかとということでお願いしたときには、新規事業からやっていくというご回答をいただいたと記憶しておるんですけども。なかなか新規事業、特に新しい建設というのはなかなかないものですから、それ以後なくなつたんですけども、今回非常にこれ1つのチャンスだと思いますんでね。田原本町としてどのようにその辺を考えておられるのか。特に住宅では今どんどんどんどん太陽光発電のパネルを設置して環境に配慮されております。やはりそういった中で行政としても何らかの形で先頭に立ってこの太陽光発電、環境のためにもシンボルとして設置する必要があるのではないかと思いますので、その辺のことをもう一度ご回答のほうよろしく願いいたします。

次に、グリーンニューディールの件なんですけども、特にクールアースデー、昨年7月7日にクールアースデーはしたんですけども、そのときライトダウンはもちろん町のほうはライトアップしてるところはございませんので、十分理解できるんですけども。よそではノー残業デーとかいろいろやっておられたんですけども、この7月7日は町のほうではノー残業、先ほどの答えでは水曜日だということなんですけども、このときは逆に残業が非常に多いように感じられました。住民の方々に7月7日はやはりそういう1つの催し物としてアピールしていく必要があるのではないかと思いますので、今年何らかの形で7月7日、水曜日ならいいんですけども、水曜日でなければノー残業デーとかノーマイカーデーとか、ぜひともその辺のアピ

ールできる対策を打っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、スクールニューディールですけども、これはまた後で所管のほうで聞きますけども。1点だけお聞きしたいのが、いただいた資料には電子黒板の設置というのが入っていないように感じます。電子黒板は大変有効に使える部分でございますので、各校、1校1つずつ置けるような予算措置も国のほうでされてると思いますが、なぜ今回これが入っていないのか、ご答弁のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） それではお答えをいたします。

まず、私ども定額給付金の給付事業につきましては、給付事業の推進本部を設置をさせていただきまして、その申請支援班という班を設けておりますので、そういう部分で今現在未申請が693世帯という形になっておりますので、そういう状況把握等をいたしまして地域の民生委員さんなりと協力・連携をいたしまして、完全に支給ができるように努めてまいりたい。必要がありましたら、広報のほうでもPRをさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） ライトダウンの件でございます。7月7日、七夕の日でございますけれども、これについて県のほうでもそういう動きがございます。そういう形の部分の広報等をやっていきたいというのがございます。それから、その日に残業しないのかどうかという話でございますけれども、その分につきましてはまた総務部長とも相談したいというふうに思っております。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 電子黒板の設置に対してのご質問でございますけども、とりわけ私どもが現時点で示して申請いたしましたのは電子黒板の対応可能というデジタルテレビのほうを申し込んで申請対応しております。ただ、活用面がもう少しこの時点で見えてこなかったもので、とりあえず後ほどでも対応のできるデジタルテレビという形の対応をとらせていただいたということで、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） ありがとうございます。電子黒板の件ですけれども、これは大変難しい操作でございますので、教師の技術習得になってくると思うんですけれども、必要に応じてということですが、不慣れな先生では結局できないということになりますので、その辺のところを、電子黒板が導入されるならば、先生の教育もしっかりやっていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で結構でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして1 番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1 3 番、竹村和勇議員。

（1 3 番 竹村和勇君 登壇）

○1 3 番（竹村和勇君） まず一般質問の前に一日も早い町長の復帰をお祈りします。

それでは議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、田原本町の活性化について関連することを質問します。言いかえると、少子高齢化の急速な進行と人口減少が止まらない今日、活性化というのはアクションを起こさないと衰退する地域の再生をどう図るかという問題でもあります。

平成1 8 年9 月策定された平成1 9 年度から平成2 8 年度の第3 次総合計画では、基本構想第1 章第1 節まちづくりの基本理念に、本町は豊かな自然環境、歴史・文化に恵まれたまちです。今後のまちの発展に向けて、この自然環境や歴史・文化を今後も守り育てるとともに、少子・高齢化社会に対応した諸施策をはじめ、本町のこれまでの都市整備をふまえて、「田原本らしい」まちづくりを行います。また、今後は住民の積極的なまちづくりへの参加・参画を促進するとともに、その機会・条件整備に努めます。さらに、田原本駅前周辺整備、京奈和自動車道の開通による広域交通網の発展により、内外に本町の魅力を発信し、人・もの・情報がまちの中を行き交う活力あるまちづくりをめざします。と、時を得た「高い理念」、私流に言えば「実現可能な夢」を掲げられています。

そこで、第1 の質問は将来推計人口と現況についてであります。この質問は人口の構成割合の推移というのは町の活性化の達成度の度合いをはかるものだと考えております。それを示す基礎的な指標（ファンダメンタルズ）です。第3 次総合計画の序論、第3 章第1 節人口の予測に、将来推計人口と年齢の3 区分別人口割合の推

計があり、平成21年は3万3,442人ですが、町のホームページの平成21年5月1日現在の住民基本台帳では3万2,789人で(約2%)653人の未達成です。

平成20年11月10日の磯城郡山添村議会議員研修会の講師であります元佐賀市長の木下俊之氏は、「人口減少社会を見据えた地域づくりのあり方」は、多くの自治体が人口の構成をきちんと把握し、分析し、対策を考えていないのではないかと疑問を投げかけられました。人口減少と少子高齢化は今まで経験したことのない世界ですので、対応が非常に難しいとされていますので、しっかり見守ってくれていると思いますが、いかがですか。推計と比べてどのような傾向にあるのでしょうか、お答えください。

第2の質問は、平成28年度目標人口についてであります。将来推計人口が平成28年は3万2,881人とありますが、木下前佐賀市長の論を待つまでもなくて、出産可能人口は30年前に確定し、今後30年間の人口はよほどのことがない限り推計どおりと言われている中、しっかりふんどしを締めて事業計画を立て、実行しなければ夢に終わってしまうと思います。基本構想第1章第3節まちの将来フレーム、1、人口フレームには第2次総合計画では平成17年度初頭で4万人と想定していましたが、3万3,424人(6,576人:16.4%減)とあります。残念ながら遠く及びませんでした。

第3次総合計画においては京奈和自動車道田原本インターチェンジの設置等により、人々の定住と流入を促進することで、平成28年度には人口3万5,000人を目指すとあります。本当にできるだろうかとこの質問にどう答えたらいいか、ちょっと考えます。

思い返せば25年ほど前でしょうか、田原本町で土地をお買いになった開発業者の依頼を受けて、100戸ほどのマンション計画を持って設計担当者に打ち合わせに町へ来させましたが、小中学校のキャパシティー不足等の理由で開発条件が非常に厳しく、やむなく建て売り住宅で分譲したこと、また、今は県水が余るほどのあるのに10数年前に「県の方針として人口増に対応する給水量が足りないので、これ以上の人口増は不可能で望まない。」と当時の担当課長から聞いたことはあります。結果として残念ながら人口増が望めず、当町は町から市になれる要件となる登

記所・関電やN T Tの営業所など住民サービスのインフラ施設が他市に移転し、市制が引けなかったことが思い起こされます。実現可能な夢が絵そらごとで終わったと言えます。住民サービスが低下したということです。

基本方針が実体とずれているのに放置すると、結果として「後の祭り」になります。また、今100年に一度の世界的な不況と言われていますが、最先端の金融工学だと信じさせた投資ファンドに世界の金融界が振り回され、信頼が失われたことが原因だと言われています。また、実態経済でもアメリカを代表する製造業、100年企業のGMも破産法を申請しました。原因は、目先の利益に追われて自動車社会の変化についていけなかったことだと言われています。

私の信頼する堺屋太一さんが予測した「大変な時代」「グローバルな大競争の時代」では世界中の経済界・金融界が間違ふこともあり、人間社会はこんなことも起こるのだな、歴史を振り返ればこんな間違いの結果、今各地で起こっている紛争や経済戦争が間違っても前の大戦のような世界的な戦争にはならないように祈るだけであります。

遠い先を見つめてしっかりした構想を立て、夢の実現に血の汗を流す努力をしなければ、闘わなければ、何も成果は得られないのは一般社会の常識であります。また、基本方針を決めたときに基礎となるファンダメンタルの予測データに変調があるときは、「君子豹変する」とのことわざもあるように方針の見直しを提案する勇気が必要ですが、行政は大規模組織ですので、指示待ちとかが横行し、対応が遅れがちです。夕張市やGMと同じようにならないようにできるはずですし、しなければなりません。

同じことを何度も申し上げて、また竹村の持論が始まったと片づけられそうですが、行政はその地域の情報がすべて集まる機関でありますから、その情報を生かしてのコンサルティング業務と機敏な具体的な施策を町民との協働して汗を流して事業提供するサービスが行政の使命ですから、公僕の初心に返り、経営者たる理事者をはじめ職員の皆さんのより一層の頑張りを期待します。長く町政を見つめてこられました副町長の所見をお願いします。

次の質問は、町が活性化し、定住・流入人口増が見込める施策のうち、3つの事業について質問します。

1つは、田原本インターチェンジ周辺の線引きの見直しについてであります。

今年の春ごろでしたか、当該地域の地主さんから相談を受け、担当課に問い合わせたところ、「線引き見直しQ&A」というパンフレットをいただきました。3月議会で町長の提案理由の説明でもありましたが、企業誘致に必要な土地利用計画の推進事業です。平成25年度には郡山インターが完成し、西名阪自動車道と接続されるという記事が奈良新聞にありました。工事はどんどん進んでいるようですが、京奈和道路の工事は国の事業ですので、町が主体となる関連工事、側道とかを含めて田原本インターチェンジの供用開始の時期等が計画を立てるのに必要条件ですから、調査された結果を報告してください。

都市計画マスタープランによる計画的な土地利用の推進は活性化施策の重要要件です。実施計画では特に項目がありません。このような企画段階の施策の実施計画における位置づけと線引き見直しの概要をご説明ください。

次に、唐古・鍵遺跡の整備です。

私が平成9年初当選させていただいたときに平成9年3月作成の基本計画の配付を受けました。それ以降のことは特別委員会には都度報告されていることですが、本年度の実施計画によれば公有化率が98%ですね。今現在は99%になり、平成21年度には一部造成を始められて、平成23年度には実施設計、一部造成を計画されています。遺跡の持つ歴史的・文化的意義のほか、観光・レクリエーション等の機能が期待できて、地域の活性化にもつながりますので、田原本町のまちづくりに重要な事業です。町民の方にどうなっているのかよく聞かれます。平成11年1月国の史跡に指定されたこともあり、総合計画の基本計画に整備計画図が載っているのは承知していますが、工事の概要と今後の予定を報告されたい。また、基本構想計画書が決まっていれば直ちにいただきたいと思います。

次に、サッカー練習場についてです。

奈良県にはサッカーの公式グラウンドがないことから設置が検討され、志貴高校跡が選ばれたと聞いています。昔こんなことがありました。商工会の青年部が広告収入でつくる電話帳で彼らが夢見るまちの将来像にサッカー競技場を誘致された絵があり、多分当時やと思うんですけども、そんなこと聞いてないと問題になって、何を大人気ないなと思ったことを記憶しています。新しい感覚でまちづくりをする

には、「若者・よそ者・ばか者の協力なしではできない」と言われている現在では考えられない話ですが、そのときの若者世代の町民が大変期待をしている施設でありますので、打ち合わせをされたこと、調べられた工事概要を報告してください。

次に、小学校運動場芝生化推進事業についてです。

前の議会の提案理由説明で、子どもの体力向上、豊かな人間性の形成並びに地域コミュニティの活性化に寄与する場の提供を目的に、運動場の芝生化に取り組むと述べられました。私は5～6年前幼稚園の運動場の芝生化を当時の教育長に相談にあがったことがあります、「維持コストの面で非常に難しい」と言われ、「検討します」というふうにていよく断られそうなので、時期尚早かなと断念した覚えがあります。子どもや孫を持つ町民の皆さんが大変関心を持っておられますので、是非ともより目的に沿った合理的な維持管理手法を確立されて、幼児たちのために幼稚園の芝生化もできたらなと思います。今の段階での具体的な計画、維持管理の方策についてお答えください。

最後の質問です。徴税の町の徴収税率についてです。

今年の荒井知事の県政報告会の資料に、奈良県39市町村の経常収支比率表と徴収税率表があります。経常収支は平成19年は全国平均の92%よりちょっと悪い93.4%で7位ですのに、徴収税率は数値こそわずかながら改善されていますが、順位が年々悪くなり、平成16年18位88.5%、県平均は88.3%です。平成19年度は32位になりまして89.4%、県平均は91%と上がっています。予算委員会等で頑張っておりますというふうに聞いておりますのに、県平均91%より低いのはどういうことになっているか、お答えいただければと思います。

以上、質問を終わります。不明な点があれば、自席で質問させていただきます。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） 13番、竹村議員の総合計画における将来推計人口と現況及び平成28年度目標人口についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第3次総合計画の策定において平成21年度推計人口、3万3,442人と現況平成21年5月住民基本台帳人口、3万2,789人を比較して653人少ないが、推計と比べてどのような傾向なのかとのことですが、第3次総合

計画策定に伴います将来人口推計につきましては、昭和60年から平成7年の10年間に2,801人の大幅な増加(9.3%)が見られ、平成7年以降は微増(平成7年~10年で191人増、0.6%増)で推移しており、計画策定時直近の平成13年度から平成17年度の住民基本台帳人口をベースに人口推計手法でありますコーホート法によりまして算出・推計したものでございます。

平成13年から平成17年の5年間で85人減と特に大きな変動もなく、長寿命化も進み、少子高齢化に伴う人口減少は平成20年から緩やかに下降すると予測しておりましたが、全国的に合計特殊出生率の低迷(平成20年1.37人、奈良県1.22人)やいわゆるバブル崩壊による開発の抑制、住宅着工件数の減少などの社会経済情勢変化を受け、全県的に人口減少傾向を示す中、本町におきましても平成18年から減少に転じたところでございます。

また、第3次総合計画の基本構想における人口フレームでは目標年次である平成28年度において、将来推計人口3万2,881人に対しまして、総合計画の着実な推進により推計値を2,000人余上回る人口3万5,000人の目標を掲げているところでございます。

この目標設定におきましては、人口が減少する社会において平成18年現在市街化区域総面積377.7ヘクタールのうち空閑地(農地)が72.2ヘクタール(19%)であり、この土地をすべて既存市街化区域のように宅地化すると仮定して約4,300人の収用可能人口を見込み、最大人口を3万7,500人とし、少子化等も勘案の上、京奈和自動車道田原本インターチェンジの整備等による人々の定住と流入を促進するとして設定したものでございます。

第3次総合計画の推進につきましては、3年ごとの実施計画の策定、目標値の設定、進行管理、検証などを行い、その推進を図っておりますが、昨今の減退状況にある我が国経済情勢において困難も予想されるところでございます。

しかし、田原本駅前広場整備の推進をはじめ道路、下水道等社会資本の整備を行い、住環境の向上を図るほか、県が推進をいたしております工場等誘致施策の受け皿づくりともなる市街化区域の見直しを進め、企業誘致施策の検討を行うなど、豊かな自然と都市機能が共生することで、人々がいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして、竹村和勇議員の1番目の3点目、線引き見直しについてお答えをいたします。

まず、京奈和自動車道の工事は国の事業ですので、町が主体となる関連事業は側道を含め田原本インターチェンジの供用開始の時期等が必要条件ですから、調査した結果を報告していただきにつきましては、奈良国道事務所によりますと、現在一部開通しております京奈和自動車道と西名阪自動車道が交差する大和郡山市八条町周辺に建設が進んでいます（仮称）大和郡山ジャンクションは平成25年度末までに完成する可能性が高いと確認いたしております。なお、側道及び田原本インターチェンジにつきましては計画どおり実施される予定ですが、現時点では工事予定を具体的に言える状況ではないとの回答であります。

次に、都市計画マスタープランによる計画的な土地利用の推進は活性化施策の重要要件です。実施計画では特に項目がありません。実施計画における位置づけと線引き見直しの概要を説明していただきにつきましては、最初に実施計画におきます位置づけについてであります。線引き見直しは7年から10年のスパンで実施される長期計画であり、総合計画や都市計画マスタープランになじむものであり、実施計画は個々の事業を具体化した内容を掲載するものであると考えております。

そこで、今回の線引きにつきましては、都市計画決定された後、道路、下水道等の都市基盤整備を行う事業について具体化すれば実施計画に位置づけていきたいと考えております。今回の見直しにつきましては、奈良県の市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についての基本的な考え方に基づき町素案を策定いたしました。その基本方針の主な内容は奈良県都市計画区域マスタープラン及び市町村都市計画区域マスタープラン等の市町村のまちづくり計画に即し、また農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため見直しを行う。さらに、市街化編入の基準には幹線道路の沿道等で都市施設整備状況、周辺の土地利用の状況等から見て、地区計画を定めることにより計画的な市街化が確実と見込まれる区域とされています。

そこで町素案の概要は、京奈和自動車道と主要地方道桜井田原本王寺線が交差する保津西交差点周辺の大字宮古・富本、保津、十六面、西竹田の5カ大字にまたがる31.16ヘクタールでございます。

今日まで幾度となく地元の自治会及び個々の地権者に説明をし、理解を求めてまいりました。その状況は全地権者165名のうち約85%に当たる140名にはご理解を得ております。残りのご理解を得ていない地権者の方には、さらに理解いただけるよう根気よく説明してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、今年の3月末に提出いたしました町素案を元に奈良県素案が作成され、その後国の関係調整機関と協議を行い、県及び町都市計画審議会等を経て、平成22年度末に奈良県において都市計画決定をされる予定です。その目標年次は平成32年となる予定です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 石本孝男 登壇）

○総務部参事（石本孝男君） 続きまして、竹村議員の唐古・鍵遺跡の整備のご質問についてお答えいたします。

唐古・鍵遺跡につきましては、議員お述べのように平成11年1月に国の史跡指定を受けまして、その後、平成14年12月及び平成20年3月に追加指定を受けまして、都合10万2,248平方メートルが国の史跡として指定されております。そのうち唐古池を含みます東側、約10万平方メートルにつきまして遺跡公園として整備するため、基本構想策定委員会を設置いたしまして、平成8年3月には唐古・鍵遺跡整備基本構想を平成9年2月には整備基本計画を策定し、さらに平成14年度に史跡公園整備検討委員会を立ち上げまして、その検討の結果、平成15年9月には唐古・鍵整備基本設計を策定しているところでございます。

また、史跡地用地取得につきましては、史跡指定以来、鋭意買収に努力をしておりますが、平成20年度には整備に必要な区域であります7万338平方メートルにつきまして買収がほぼ完了したところでございます。

このようなことから、平成20年度より史跡公園の整備に向けまして、国、県の補助事業として採択されるよう協議を重ね、準備をしてきたところでございます。

本年度より国、県の補助採択を受けまして、整備に着手することといたしまして、文化庁の指導を受けながら本格的な整備に向けた準備作業として、本年7月には学識経験者や議会行政担当者及び地元の代表者らにより唐古・鍵遺跡整備委員会を立ち上げるとともに、史跡地の一部造成工事を行うことにしております。

今後この整備検討委員会におきまして、平成15年度に策定いたしました整備基本設計をベースに史跡地の保存と活用に合致した整備方法をさらに検討いただき、整備実施設計の策定を図ることにしております。

また、弥生時代を代表いたします唐古・鍵遺跡は田原本町のみならず日本を代表する遺跡でありまして、単に史跡として整備するのだけではなく本町の魅力を高める広域性を踏まえた交流機能を担う拠点として、また町民に親しまれる史跡公園として、8年ないし10年をかけまして整備を実施したいと考えております。

次に、サッカー場の概要についてのご質問にお答えいたします。

旧志貴高等学校につきましては、少子化の進展に伴います県立高校再編計画の中で桜井商業高校と合併され、平成18年度で廃校となったところでございます。本町におきましては、旧志貴高校のグラウンドや体育館、テニスコートなどの体育施設につきまして、田原本町の生涯スポーツの拠点として活用したく、従前より県に対しまして無償貸借の要望を重ねてきたところでございます。一方、県では県立高等学校再編成による統合・廃校となった高等学校跡地の利用について、多くの県民に対してプラスになるような利活用を図る、全県的な活動が見込める、また所在市町村の活性化にも資するとの観点から検討を進められてきたところでございます。

今回、サッカー普及を目的とする公益法人であります社団法人奈良県サッカー協会が旧志貴高校のグラウンドの一部を借り受けして、サッカー・スポーツを通じて県民の活性化をはかる拠点として、(仮称)奈良県フットボールセンターを設置し、県民からのニーズが高いサッカー専用グラウンドを整備し、トップアスリートの育成、サッカー協議会、またフットサル、グランドゴルフ等各種スポーツ教室などさまざまな事業を行い、スポーツの振興に寄与するとともに、地域コミュニティの構築の役割をあわせ持つ総合型スポーツ拠点施設として整備すると聞いております。

具体的には旧志貴高校の運動場、約3万1,864平方メートルでございますが、その西半分約1万4,000平方メートルを借り受けまして、財団法人日本サッカー協会公認

規格の人口芝グラウンドサッカー場、約7, 140平方メートルと聞いております。を中心に協会事務所を兼ね備えましたクラブハウス棟、夜間照明灯、駐車場等を整備すると伺っております。

サッカー場の整備に関しましては、今年秋ごろから着手され、今年度末には完成し、来年春には開場する予定と聞いております。

大規模な人工芝グラウンドを配し、多目的に使用できるサッカーグラウンドとして整備を図られていますが、県サッカー協会としてはスポーツ振興のために多目的な利用も考えておられると聞いております。その利用形態をサッカー協会と調整することによりまして、本町の生涯スポーツの拠点の1つとして有効に活用できますよう県及びサッカー協会に申し入れておりまして、引き続きサッカー協会とも、並びに県とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） それでは、続きまして第2番目の運動場芝生化推進事業についてのご質問の1点目、具体的計画についてお答えいたします。

平成21年度奈良県教育委員会では子どもの体力向上及び地域コミュニティの活性化に寄与する場を提供することを目的に、小学校運動場の芝生化を促進される事業のモデル校を募集され、本町の南小学校をはじめ県内7市町村9校がモデル校として決定をされました。

町内5校の中で平成22年度に創立50周年を迎えること、幼稚園との共用部分があることなどから、南小学校を選定いたしました。南小学校の運動場面積は8,540平方メートルのうち少年野球で使用する際の内野グラウンド部分を除き補助基準面積である8,000平方メートルを芝生化する予定であります。

南小学校では芝生化に向けて教職員の意思統一はもちろん、PTAやスポーツ少年団との連携調整をはかり、5月19日には全校児童による夏芝用のポット苗づくりを行ったところであります。今後は6月中旬に散水用のスプリンクラー設置工事を行い、7月5日の日曜日には保護者が中心となって苗を運動場に移植するための準備作業を実施し、翌日からは児童自ら苗を運動場に植えることとなります。

移植作業が終わりますと、約2カ月で運動場ほぼ全面に芝生が根つき、9月1日には芝生開きを行い、運動会は芝生化された緑の運動場で行えると考えております。その後、運動会が終了しますと、冬芝用の種まきを実施し、1年間常に芝生化された運動場になる予定であります。

また、経費につきましては、全体事業費609万9,000円であり、内訳として県補助金509万9,000円、単独費が100万円であります。今年度の主な事業費はスプリンクラー設置等の工事費に約280万円、芝刈り機及び肥料散布機購入費に約60万円等となっております。

次に、2点目の今後の維持管理作業につきましては、散水が夏は毎朝、春及び秋で2日に1回程度、冬については不要であります。肥料につきましては、春・夏・秋の季節では月に2回程度、冬は2カ月に1回程度を予定しております。また、芝刈りにつきましては、夏は月に4回、春・秋で月に2～3回程度、冬では月に1回程度を予定しております。

来年度以降の維持管理経費として、水道使用料60万円、冬芝の種35万円、肥料の購入費40万円、ラインマーカー、燃料費等15万円で約150万円を見込んでおります。

また、維持管理作業につきましては、地域のボランティアの方々に散水、芝刈り等の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは、3番目の町税徴収率についてお答えいたします。

荒井奈良県知事の県政報告会資料（奈良県経済と県民の暮らし）における平成19年度の徴収率が奈良県平均91％に比べ本町の徴収率が89.4％と低い結果となった理由についてお尋ねでございますが、この徴収率は現年課税分と滞納繰越分の合計によりあらわされております。本町における平成19年度の現年課税分の徴収率は97.9％で、奈良県平均と同率でございます。一方、滞納繰越分の徴収率は県平均18.7％に対して、本町15.6％と下回っておりますが、徴収率が低

いのは徴収金額が少ないからではなく、分母となる調定額が大きいためであります。

調定額が大きい要因は納税者の公平性を第一に考えた上で、徴収権を時効により消滅させない取り組みの強化が大きな要因でございます。そのような税に対する公平を重んじるがための措置が逆に調定額が減少しない、徴収率が上昇しないといった結果に結びついたわけでございます。

また、滞納処分の執行停止の判断は税法上では一定の要件に該当すれば執行停止することができるようになっており、細部については自治体の判断に委ねられている部分も大きく、その判断によって滞納整理が進み、3年後には不能欠損処理できることになるわけでございます。

さらに、考えられますことは、本町には安定した大企業と呼ばれる法人が少ない現状であります。確実に納付される大企業からの法人住民税や固定資産税も徴収率に少なからず影響を与えています。このような中、同じ規模の自治体を比較したとき、徴収率が高いからといって納税額が大きいとは言い切れません。反対に徴収率が低くても納税額が高いといったこともあります。本町の徴収金額での他の市町村との比較は決して低くはないと考えております。

以上を念頭に、本町におきましては今後も積極的に時効による徴収権が消滅することがないように納付誓約の締結や催告書の発送、納税相談や財産調査を実施し、自主納付が見込めない滞納者に対しては差し押さえを執行するとともに、適正な不能欠損処分もさらに推進し、税務事務を行っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 13番、竹村和勇議員。

○13番（竹村和勇君） 一番最後のほうから質問をさせていただきます。質問というよりも意見なんですけど。

おっしゃっているとおりで、昨日いただいた行政経過報告でも内容はよくわかっています。だけど、滞納整理がよそは進んでいて、何で田原本町が進まないのか。それが本当に消滅させない取り組みの強化が原因なんですか。それとも行政の怠慢違うのかな、と思います。いわゆる処理さえすれば、争い事になることもありますから、やりたくないものがそのまま残って、ただ徴収税率が予算上の額がパーセントを減らしておると。したがって、徴収税額が減っているんじゃないかなど。

例えば、王寺町なんかどんどん上がってますしね。方針があちこち変えられたら、よそから見て格好悪いですよんか。実態はよいのに、経常収支見たら大体そこら辺はいいんですけども、何でかなと思って、そうしたら、これだけ長いこと説明しなければいけないから、もっとシンプルな考え方でやっていただいたほうがいいと思います。取れない借金をいつまで抱えていても、だれが判断するのや。倒産したらわからんわということもあるでしょうけども。銀行さんが言ってました。倒産してくれはったほうがうちは処理しやすいんですけど、倒産しないから難儀ですわという話も聞きますし、銀行の不良債権処理の話ですけど。そういう、まあ進められたほうがいいと思います。王寺町なんかはそういう数字が上がってますからね。資料はまた総務委員会で数字を見ながらお話しさせてもらうほうが、これ以上やり合うのもいかんと思います。

それから、一番最初の人口問題なんですけど、総合計画をつくる時に何があったかと言いますと、まず町政便覧みたいなものつくって、これ、平成17年ですか。これがすべてで、統計資料というのがあります。人口関係ではじかれてる数字というのは、面積は、町の面積は変わりませんよ、21.1キロ平方ですか。だけど、人口の世帯数の推移やら人口ピラミッド、そこから何が起こるか、高齢者はどうなんだ、子どもどうなんだ、すべての施策の、先ほどファンダメンタルだと言いましたけど、計画の数字の基本になる数字ですから。毎月やれとは言いません。戸籍のほうは毎月やってますけど、年に1回予算をやられるときに総合政策的にと言うんですか、来年、今年度の反省をしながら来年度をどうやろうかと考えるときに、人口が減ったん何でやろかと。これだけ若い者が減っていくのは何でやろか。田原本町に魅力がないん違うかとか、いろいろ考えられますので。具体的な数字はまた、表を見ながらやるんでしたら、帳簿上も含めてやりますけども。そこら辺を年に一回、全課の部長さんもやっていただいて、水道のほうも水がどれだけ使うてくれるのやと予測するのに、どこの地域でどれだけ水が要るのやということは当然知っていなければいけないでしょう、部長。そこら辺のことも考えて、そういう資料を皆さんに与えるポジションがどこにあるんですか。昔は単なる部長さんが出されて、企画調整課というのがあったようですけどね。今企画調整課というのがちょっとないようなんで、ちょっとようわからないんですけど。だれがポジションして、そう

いう大事な一番基本となる数字を扱って、5年後、10年後どうなるん違うかと、そういうことを発信しなければ各部長さん、整合性のある総合計画の推進にならないんじゃないですか。

いわゆる目標達成はかなり余裕を見てますというふうなお答えですけども、現に駅前もできましたし、道もそのうちつくでしょう、平成25～26年ごろにね。そのときに流入人口増とか定住人口増の施策をどんどん打っていかれます。そういうのが基本になって水道とか道路とか、各課で、各部が全部協力してまちの活性化に努めていかなければならないときに、ちょっと副町長の答えがえらいあっさりして、もうちょっと何かいい話をしていただけたらな、夢のある話が聞けたらなと思います。

これはまあ、細かいことはもうよろしいですから、僕の意見として聞いて、もし副町長、何か所見があるんでしたら、そういう点に限って、どのようにしてこれから町政運営をやるんだと。あなた、一番ここで経験古いし、僕らよりもはるかに町のことよく知っているのやから。知ってるだけではあかんわな。やっぱり対策とか、実施計画とかいう指揮をしないといかん、経営者ですから。よろしくお願ひしたいと思います。これが人口問題を取り上げた第1の理由です。回答は副町長ができればやっていただければと思います。

次に、町の活性化第1弾、唐古・鍵遺跡について。僕、これ、昔いただいて、これは僕ら世代しか持ってないかもわからんです。（「唐古・鍵遺跡整備基本計画」を示す）

平成15年の計画、一番基本のもの。皆さんから聞かれるこういう資料は、私らが町議会に出ているのは町がどうなってるのという説明させられる機会が非常に多いんで、こういう資料があるんで、これ見ておいてくださいや、こうなりますよというのができたら欲しい。

ちなみに平成9年度と平成15年度は何がどう変わってますか。ちょっと簡単に説明だけお願いします。全く同じですか、それとも何か変わってるはずですよ。ちょっと教えてください。

それから、インターチェンジの話も、町民の皆さんから大変当時の大字の方から関心を持っています。結局今やろうとしている都市計画区域内に含んで都市計画税が

発生するということですね、今の進めておられる案は。それに対していつこれが実現するのだと。いつその土地がその値打ちの出るような環境にと言いますか、いわゆる側道ができて、いつ工業団地が来て、いつそういうスーパーみたいなものが来るのかと。いつまで空に都市計画税を取られるのかというのが、住民の皆さんの賛同するにしても一番の懸案だと聞いてます。そこら辺を、だから、時期をはっきりしないと、賛成したくても賛成できないということになってますので、そこら辺の問題、その目標年次、平成32年、何が平成32年ですの。具体的に教えてください。その平成32年って、平成32年に目標年次ですって言って、何しますの。具体的にお願いします。

それから、最後にサッカー場です。これはやっぱり人がたくさん来てもらえるという施設になってほしい。これは町の税金使うてでも、観光投資ということであればありがたいなと思います。単なる練習場に来て、今体育館へ皆若い女の子がどっとはりつきますけど、ほとんど町のためにはなってません。タクシー屋さんがちょっと儲かるぐらいです。ですから、一般のお客さんがお弁当でも食べて、ゆっくり楽しんで帰ってもらえるような施設ができれば、お話し合いによって、相手があることですから、これは要望だけしておきます。

以上でございます。それぞれ総務・文教にかかることで、細かい数字をあげてやりたいこともあるんですけど、後に譲るとしまして、お答えできる範囲以内でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（森口 淳君） それでは、私から人口問題のみについてご説明を再度させていただきます。

お述べのように人口の問題につきましては、すべての施策の基本であるということは認識をいたしております。今後各部署で各部課におきましても、当然人口そのものを共有すべきでありますし、今後私ども設置を立ち上げております施策検討委員会の中でも当然議論にすべきであろうと、このように考えますので、来年度予算も含めまして、この人口問題について基本にしながら策定をしていきたいと、このように考えます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、線引きにつきましては、奈良県が大和都市計画区域ということで田原本町を含めて全県下の部分を計画いたします。その線引きをした部分について県のほうの目標が平成32年と、こういうふうに定められるというお話でございました。田原本町につきましては、現在進めております区域については準工業地域を目標といたしておりますので、それに向かつてのインフラ整備も今後必要と、計画すべきと考えております。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 唐古・鍵遺跡整備でございますが、平成9年度につくった基本計画と平成15年度には基本設計、どう違うんだということですけども。平成9年度には今予定しています10ヘクタール以上の全体的な概略を検討させてもらいまして、平成15年度にはよりシビアな今10ヘクタール、唐古池を中心とした東側エリアの構造物であるとか、植栽であるとか、サインであるとかいうことをより具体的に検討させていただいた計画でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして13番、竹村和勇議員の質問を打ち切ります。

続きまして、7番、松本美也子議員。

（7番 松本美也子君 登壇）

○7番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1、子育て支援について。

（1）子ども医療費の軽減についてお尋ねをいたします。

本町では現在就学前まで乳幼児の医療費の助成をしていただいております。全国的には6年生まで無料化のところも、また東京都では23区すべて中学3年生まで無料化とのうらやましい限りの事例も伺っております。奈良県においては奈良県が入院、通院とも就学前までのため、年齢引き上げを実施いたしますと、市町村の負担が大きくなるため県下では実施をしている市町村がまだまだ少ないのが現状です。入院のみについて、4市町村が実施されていると伺っています。近年の厳しい経済状況の中にあって、子育てにかかる費用に、特に医療にかかる費用については不安

を抱えていることも事実でございます。子育て世帯の経済的負担の軽減のために、本来であれば入院、通院ともにお願ひしたいところでございますが、奈良県の現状から入院、通院ともでは本町においては財源の厳しさもおありかと思われまゝ。まずは小学卒業までの子どもの入院についての医療費の軽減化についてのお考えをお聞かせください。

(2) 幼稚園における預かり保育について。

近年男女共同参画の進展や核家族化によって保護者が子育てに関して幼稚園に求める事柄がふえてきたことから、現在多くの幼稚園で預かり保育がさまざまな形で行われております。このたび文部科学省において幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集が作成されて、都道府県及び市町村教育委員会に配付されたと聞き及んでおります。本町においても保育園の待機児童が年々ふえ続けております。まして近年経済的不況の厳しい社会にあつて、女性が共に働き、共に家計を支えなければ生計が成り立たない緊迫した局面を迎えています。今後景気が回復状況に至つても、女性が働き続けなければならない状況が続くでしょう。子育て世帯にあつて子どもを預けるところがなければ働くことができず、生活が成り立たなくなることも必然です。0歳から2歳までは保育園でお願ひしなければなりません、3歳からは幼稚園における預かり保育で時間延長していただくことを早急に検討していただき、保護者の方が安心して子どもを育てられる環境づくりをお願ひしたいと存じます。現状のままでは待機児童がふえるばかりです。共に幼稚園における幼児教育の存続のためにも、少子化対策として重要課題でもあります。幼稚園における預かり保育について担当課のお考えをお聞かせください。

(3) 保育園、幼稚園、小学校、担当課等関係者での(仮称)連絡協議会の設置について。

幼稚園における預かり保育の課題及び関連する事項について縦割りを廃して、保育園、幼稚園、小学校、担当課等関係者で(仮称)連絡協議会を立ち上げて、定期的開催をしていただき、課題についての検討、協議、情報交換等を行つていただくための協議会の設置を提案させていただきたいと存じます。本町のお考えをお聞かせください。

2、乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券配布について。

平成21年度補正予算が5月29日に成立いたしました。景気対策は生活の安心があつて初めて消費が拡大できるとの観点から、医療、介護など社会保障の分野における施策も新経済に盛り込まれております。その中で女性特有のがん対策として、子宮頸がんと乳がんの受診率アップを目指し、一定年齢の女性を対象に検診手帳の交付とともに、検診の無料クーポンが配布されると伺っております。子宮頸がんについては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の人、乳がんは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳が対象となります。子宮頸がんと乳がんなどは早期発見すれば完治する可能性が高いことが知られています。しかし、欧米での受診率が70～80%程度であるのに比べて、日本は20%前後という極端に低い状況となっております。今回のこの対策によって検診受診率が飛躍的に向上し、政府が掲げているがん対策推進基本計画が目標としている平成23年度までに50%以上の受診率達成への大きな一歩になると期待されています。乳がん検診については、私も以前一般質問をさせていただき、触診、マンモグラフィーともの検診で助成をしていただいておりますが、今回の無料クーポン配布についての取り組みについてのお考えをお聞かせください。

3、災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムの利活用についてお尋ねをいたします。

総務省の外郭団体である地方自治情報センターが実施しています地方公共団体業務用プログラムライブラリーにこのほど兵庫県西宮市が開発した被災者支援システムが第1号として登録されました。これによって、全国の地方公共団体が無償で同システムを簡単に入手でき、災害時の緊急対応の際の利活用が可能になりました。総務省がシステムの本格的な普及促進を目的に、本年1月に「被災者支援プログラム Ver 2.00」CD-ROMを全国の自治体に配布されていると伺っております。奈良県において平群町が導入されていると伺っております。災害発生時における行政の素早い対応が復旧・復興には不可欠であり、被災時に被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、避難先、被災者証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築していくことが重要です。被災者支援システムの3つの特徴として、1、地方公共団体の立場で本当に必要な機能のすべてを含んでいます。震災の実体験の中、救済、復旧復興業務に携わる職員自身が開発

したシステムをベースに、現在まで改良を積み重ねてきました。地方公共団体が救済、復旧復興業務を遂行する上で、必要な機能をすべて搭載しており、実際の業務での有効性も実証済みです。

2、GISと組み合わせることでさらに力を発揮します。被災者支援システムにGISを組み合わせることでさらに活用場面を広げることができます。

3、地方公共団体汎用システムです。

このシステムは現在LASDEC（地方公共団体業務用プログラムライブラリー）に登録しておりますので、無償で利用できると総務省パンフレットにありました。この被災者支援システムの利活用に向けて積極的な取り組みをお願いしたく質問をさせていただきました。本町のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの私の質問を終わらせていただきます。場合によりましては、自席からの再質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 濱川利郎君 登壇）

○教育長（濱川利郎君） 7番、松本議員の第1番目、子育て支援について、その中の質問の2点目について、幼稚園における預かり保育についてのお答えをいたしたいと思います。

議員ご指摘の幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集は今年の3月に文部科学省から出てきております。その中で預かり保育の基本的な考え方として次の4項目が示されております。

まず、1項目は預かり保育は職業等に就いている保護者等が子どもを幼稚園に通わせたい場合や通える範囲に幼稚園しかないような地域においては欠かせないものとなっていること。

2項目めは、現在では少子化や核家族化に伴う同年代や異年齢の仲間と遊ぶ場や機会の減少、地域の人々との交流の機会の減少等により、預かり保育へのニーズが高まり、実施する幼稚園がふえてきていること。

3項目めには、地域の実情や保護者のニーズ、社会の変化等により、幼稚園における実施日数や実施時間が多様であり、幼児の利用実態も多様であること。

4項目めには、預かり保育は次の3点を踏まえての実施が求められています。1

つは預かり保育は教育活動であること。2つ目には幼児の心身の発達に必要な体験は幼稚園での体験だけでなく、家庭や地域における体験も必要であること。3つ目には、幼児の1日の生活の連続性に配慮することとしています。

本町の園長会におきましても、預かり保育についての検討を積み重ねてきております。県内各市町村の情報も入手し、幼稚園教育の本質と預かり保育の有効性を吟味しているところでございます。

そこで、県下市町村における預かり保育の実施実態調査をいたしましたところ、9市6町2村が実施されています。実施内容でございますが、実施時間は午後2時から午後4時まで、実施日数は市町村によりばらつきがありますが、週2回、4日、5日となっております。本町においては小学校の授業参観日等に預かり保育を実施しておりますが、日常的に預かり保育を実施するには至っておりません。先ほどの吉田議員のご質問の際にも答弁させていただきましたように、幼稚園の預かり保育についても時間延長が就園率に影響を及ぼす可能性も加味しながら、園長会で検討しているところでございます。

次に、3点目の保育園、幼稚園、小学校、担当課等関係者での連絡協議会（仮称）の設置についてお答えします。

子どもの発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、小学校の連携が必要になってきている状況もございまして。今後も担当課事務レベルでの情報交換を行い、幼稚園の預かり保育等について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 続きまして、松本美也子議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

第1番目の子育て支援についてお尋ねの1点目の、小学卒業までの子どもの入院についての医療費軽減についてのご質問でございますが、乳幼児医療費にかかる助成制度につきましては、県の補助制度の下、県内の各市町村が条例を定めて実施しております。入院にかかる医療費助成対象は小学卒業まで延長することにつきましては、平成20年4月の県の調査におきましては39市町村中3市村が実施してお

ります。平成21年4月からは1町がふえ、現在4市町村が実施しているところがございます。本町におきましては、県の補助要件となる所得制限を撤廃し、0歳から就学前のすべての乳幼児に対する医療費助成を実施し、推進いたしておるところでございます。医療費助成対象を小学卒業までの延長につきましては、今後近隣市町村の状況を見てまいりたいと考えております。

次に、2番目の乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券配布についての取り組みについてのご質問でございますが、議員お尋ねの国の経済危機対策としての補正予算が去る5月29日に成立され、その対策の一環として女性特有のがん対策、乳がん・子宮頸がん検診の自己負担を免除するための措置が盛り込まれてるところであります。しかし、現時点では国の法案が成立されていないことから、その内容が示されておりませんので、国の状況を把握した上で無料クーポン券の配布も視野に入れながら、がん検診の受診率アップにつながるよう今後考えてまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは、7番、松本美也子議員の3番目の災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムの利活用についてご答弁を申し上げます。

全国各地におきまして大きな被害を出した災害が多数発生しております。また、当地域への影響が懸念されます東南海・南海地震の今後30年以内の発生確率が高く、防災対策を充実することが重要課題となっております。議員お述べのとおり、被災者支援システムは地方公共団体汎用システムで、地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録済みで、無償で利用できます。このシステムの導入、運用に当たっては事前に住民基本台帳及び外国人登録をもとに被災者台帳を作成しておくこと。災害時に実施した被災者状況調査結果を被災者台帳に入力し、データベースを作成すること。町が保有する介護認定等の福祉情報を被災者データベースに登録すること等が必要となります。

このシステムを運用することによって各世帯の被災者状況の把握、罹災証明の発行、避難所・避難者登録、各種義援金や生活支援金の管理等についてコンピュータ

処理が可能となるため、被災者支援業務の実施が期待できると思われま。奈良県下では今年度に平群町がシステムを導入する計画をされております。今後被災者支援システムの導入、活用することにつきましては、ただいま県と協議をしております本町地域防災計画と照らし合わせまして、住民の個人情報等の既存データの変換等の問題点、課題、システム導入に当たっての新たなハード機器の購入の経費等も含め精査をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 7番、松本美也子議員。

○7番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。預かり保育についての検討を積み重ねてきていますということで、教育長からご答弁いただきました。預かり保育実施についての検討というのと預かり保育についての検討では、随分この2つのテーマでどちらかではもう随分と結果が違ってまいると思います。再度教育長にお尋ねをさせていただきます。この園長会で重ねて検討していただいているのは、預かり保育についての検討なのか、預かり保育実施の方向についての検討なのか、お聞きしたい。それとともにこの検討会は何回予定してて、そのうち今何回実施されてて、今どの方向まで、少しまとめて今ご答弁いただきましたけど、もう少し詳しくいただきたいと思っております。

それと、「担当課事務レベルでの情報交換も行い」とご答弁いただきましたけども、担当課の職員の方では現場の声が届いてこないと思います。本当にこの少子化対策を、この待機児童を解消する取り組みをしようと思えば、保育所の現場の先生、そして関係者の方々、そして幼稚園の現場の先生、そして小学校の先生、現場で子どもを見ているからこそ問題点も提起されると思います。申しわけないですが、職員の方の事務レベルの情報交換は何度重ねても問題が前に進みにくいかと私は思われますので、この連絡協議会の設置を必ずしていただきたいということと、設置については事務レベルではなく、今申させていただいた関係者の現場の方が一緒に入った上で、本当にこの待機児童をどうしていくのかということを担当課、一担当課だけではなくて保育所、そして福祉課、そして教育委員会等々も一緒になってやっていただきたいと、再度よろしくお願いを申し上げます。

そして、この医療費の年齢引き上げ、入院についての件でございますが、どうか

検討をしていただきまして、入院のほうの医療費の年齢引き上げ、小学6年生までの医療費の引き上げをお願いしたいと思います。これはもう要望でさせていただきます。

それと、その次の乳がん・子宮頸がんの検診の無料クーポン券配布についての取り組みについてでございますが、今県からも何もまだ来ておらないという、内容が示されておらないという状況ですので、多く質問させていただいたとしても今お答えできないと思いますので、私のほうからは何点か今後の取り組みについての要望をさらにさせていただきます、1点だけ質問をさせていただきます。

部長も多分ご存じのように、この施行日は補正予算成立日から施行する予定と伺っております。本事業の施行日からクーポン券発送までに検診を受診した方については補助対象となると伺っております。その場合、クーポン券と検診機関からの領収書を確認して直接本人の口座に自己負担分を返還するとございました。その場合に、この領収書、こういうふうに補助対象になるということが本人がご存じなければ領収証の紛失にもなると思いますので、この辺の周知徹底を今後の取り組みの中をお願いをしたいと思います。

それと、外国人の方でございますが、このがん検診受診券及び検診手帳を外国語に翻訳した上で送付する場合の翻訳代も補助対象になると伺っておりますので、外国人の方におきましては、定額給付のお知らせと同様に丁寧な周知徹底をお願いしたいと思います。

それと、DVの被害者、そして里帰り出産後滞在中で住民票と現住地、居住地が違う場合、本人が申し出があった場合におきまして、双方とも補助対象になるようですので、現在地、居住地付近での検診機関の受診がスムーズにいきますように、関係の方と取り組みをお願いをさせていただきたいと思っております。そして、このクーポン券を配布していただいて、万が一紛失した場合も再発行が可能であるということも事前にお知らせをしていただけるような取り組みをしていただきまして、周知徹底をお願いしたい。この件に関しては今答弁をいただくことができませんので、要望をさせていただきます。

最後に1点だけ質問をさせていただきます。この乳がん・子宮頸がんの検診無料クーポン券配布については、質問のところでも私言わせていただいたように、この

受診率アップというのは大きな大事な目的になっております。この期間は6カ月間というふうに伺っております。6カ月間というのは長いようであつという間に過ぎる期間でございます。この期間、この受診率をアップするために担当課としてどういふふうに取り組みをしていただけるのか、その辺だけ1点、もう一度部長にお尋ねをしたいと思っております。

そして、最後の総務部長がお答えいただきましたこの支援システムの利活用でございますが、これは個々に各地方公共団体が開発すると大変な金額になります。総務部長もお答えいただきましたように、これは本当に安価でしかもオープン系のウェブシステムとして開発しておりますので、ハード面での制約も少なく、安価にシステムを構築することができるとなっておりますので、災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムでございますので、どうか検討をいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

再質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 第1点目の預かり保育そのものの検討をしてるのか、それとも実施の方向に向いて検討してるかというふうなお問いでございましたが、実施の方向に向いて園長会を中心にしながら検討させていただいているということでございます。昨年度来から必要に迫られたということもございますが、定期的あるいはまた随時的に園長会という毎月1回持つておるわけですが、その後の時間を利用いたしまして、今申し上げたどのように幼稚園としてこの預かり保育を立ち上げていったらいいのかという検討が中心になるわけでございますが、今現在やっておるのは先ほど答えさせていただいたように、小学校で授業参観とかあるいは小学校の行事等で数時間幼稚園のほうで預かっていただけませんかというご家庭、保護者に対しましては、今どちらの幼稚園でも実施させていただいておるわけでございますが、それをさらに日常的に、あるいは時間を延長しながら進めていくためのいろんな施策について考えてるという。時間の延長になりますと、今現在の教諭の、あるいは先生方の中で実施できるのか、それとも時間延長となればまた別の人をお越しいたげて進めていくのか。また、その教室の確保等々もいろんなそういう条件整備がかかわってまいりますので、その辺も踏まえながら今後検討していきたい

など、こう思っております。近辺のほうもいろいろと教育長会がございましたときにお尋ねもしておるんですけども、この近くの磯城郡内では本町と同じような内容でやっておられますし、大きな市になれば延長してほかの方に来ていただいてやっておられるということも聞いておりますので、その辺を十分精査しながら、本町の実態に合うような預かり保育はどうかかというところでさらに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 松本議員さんにお答えいたします。

まず、受診率のアップのことでございますけども、がん検診の期間は6カ月間ということで聞いております。平成22年の3月末いっぱいまでと聞いております。そのために一応アップするためにはどういう方法があるかと申しますと、検診手帳、まずこしらえまして、それとクーポン券をつくります。それを各個人の方に配布する予定をしております。田原本町で約2,000人おられることを把握しておりますので、その方すべてに一応個人通知、添付する、配布する予定で受診率をアップしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 7番、松本美也子議員。

○7番（松本美也子君） ありがとうございます。

すみません、教育長、もう一度お聞きいたします。実施の方向で検討しているというふうにお伺いいたしました。大変うれしいことです。じゃ、実施の年度は、これは本当に待たなしの状況なんですね。だから、実施の方向で検討していただいているということは、実施年度を定めてそれまでにじゃ、どれとどれを検討していくということになってると思いますが、その辺をもう一度お聞きしたいのと、本町の実態に合う取り組みをしていくということでしたけど、今待機児童がどんどんふえております。多分これからはもっと急激に、社会現象から見まして、ふえてくると思います。本町の実態に合うというのは、今の現状の幼稚園の状態、幼稚園の先生の人数に合う状態でなのか、それともこの町民の皆様の保護者の目線で、その保護者の方の今の社会生活の実態に合うというのか、これでは随分開きが

あると思いますので、もう一度その辺をお尋ねしたいと思います。

それと、すみません。もう一度、部長にお聞きをいたします。

皆さんに個人通知をしていただきます。で、メタボの健診の件もそうですけども、個人通知が来て、送られてきたとしてもチェックをしていかなないとなかなか行っていない。そして、乳がん検診は女性の立場から言いましてそんなに行くのを躊躇することはないんですけど、若い20歳から40歳までの方がクーポン券を無料でいただいたとしても、お産のとき以外に産婦人科に行って子宮頸がんの検診をするというのは、大変勇気の要ることでもございます。それで、本当に皆さんのこの受診率アップ、皆さんが健康でいていただくためにそのチェック体制を再度、これはもう要望にとどめておきますが、再度取り組みをしていただいて、よろしくお願いいたします。これはもう要望にとどめておきます。取り組みをしていただけると信じておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 今お尋ねいただきました件でございしますが、いつからと限定されると、まだやっぱり今の現有の中で十分これでいけるのかどうかということもありますし、また延長時間にもっていくならば、またほかの人に来ていただいてやっていくとなれば、また財政的なことも考えていかないといけませんので、だから、その辺も含めながら来年度からとなればいいんですけど、その点も含めてさらに検討させていただきたいなと思っておりますが、社会的なニーズ等々、これも当然な今の現状を考えたらわかるわけでございますが、それと現有の今の幼稚園の中でどの程度加味していけるのか、そんなことももう一度絡み合わせながら考えていく1つの素材にさせていただきたいと思います。早く、また早急に実現できるような方向で考えさせていただくということでございしますが、何とか努力してみたいと思います。

協議会につきましては、現場の先生方の声を反映するような（仮称）協議会とおっしゃいましたが、そのようなことを含めながら、今、いつということもできませんが、十分前向きな姿勢で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、7番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして、一般質問を打ち切ります。

総括質疑（報第6号より議第28号までの11議案）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました報第6号より議第28号までの11議案について、去る8日に行われました副町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。質疑ありませんか。5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ありがとうございます。頑張って質問させていただきます。

まず報第6号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第6号）についてであります。200数十万円の繰越金増ということで上がってますけども、この増の理由ですね。これをちょっと聞かせていただきたいんですけども、答弁お願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） お答えをさせていただきます。これの平成21年度で繰越明許費の増額変更をさせていただきました理由につきましては、当初郵便料と委託料を執行予定しておりました金額よりも減額になったために286万2,000円の減額をさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 一応この定額給付金の給付については今年度入ってから給付ですんで、全部今年度の事業と。あとそれに伴う経費について3月中に執行する分とそれ以降執行する分に分かれてるんやと思います。それで、今の話でしたら郵便料と委託料が余ったので、その分を繰り越したと。私がお伺いしたのは、例えば田原本園に入所されてる方には郵便で送らずに田原本園へ出向いて、その方の手続をお願いしたとかいうような大体話を聞かせていただいたんですけども。非常に細かい話で申しわけないですけども、事務経費はまず賃金が150万円、郵便料が580万円、手数料が340万円、人材派遣委託料が340万円といろいろ項目があったと思いますけども。今の話でしたら、郵便料と人材派遣料が残ってほかは皆使い切ったということなんか、その辺ちょっと説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 当初1, 171万2, 000円の予定を事務経費としてしておりましたけれども、それが885万円になったとこういうことで。その詳細につきましてはもちろん職員の時間外手当、事務用品、印刷製本費、郵便料、主には郵便料と電算システムの改修委託料で大きな減額があったと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そしたら、その電算のシステム変更の費用が安くついたということですか。それだけ確認、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 542万6, 000円であったものが346万5, 000円となったと、こういう大きな要因がございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そしたら、次の議案に移ります。

報第7号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第1号）についてです。これについてまず5ページの歳出のところに、弁護士委任委託料ということで上がっています。

副町長の説明では、固定資産税等の過誤納付金還付請求訴訟ということで、そういう裁判があったんで弁護士さんに委託したという説明がありました。私いつも弁護士さんに委託をするときは、すべての経費についてわかりやすいように契約した上で、委託してほしいなというのをかねてからお願いしているわけです。その点では今回の委託でまず着手料と実費は要ると思いますけども、それ以外の最終的に支払う成功報酬ですね。これについては弁護士さんとの報酬契約という点ではどういう中身になってるのか、示してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） お答えをいたします。

訴訟行為の委任契約書を締結をいたしまして、その中に成功報酬の一項を入れさせていただいております。それは今現時点では金額は出ておりませんが、成功報酬として協議をすると、こういう文言になっております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） いつも毎回私、これを言わせてもらってるんですけどね。要するに、成功報酬は弁護士に委託した場合は出てくるもんだと私は思ってるんです。ただ出てくるに当たって、成功報酬は言ってみたら弁護士さんが獲得した利益の何パーセントという形で本来決めれますよね。例えば、町が弁護士さんの活躍で100万円の利益を得たと。実際の現物じゃなくても払わなくて済んだというのは利益だと思います。それに対して15パーセントとか20パーセントとか、普通は決めているんですよ、一般的な弁護士料はね。それで今回の契約の中にその率までは書いてないんですか。そこだけ答えてくれますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 申しわけございません。訴訟行為委任契約書の中で、この事件処理の成功報酬は甲乙間で本件事件の終了時に、弁護士報酬規定に基づきまして別途協議をすると、こういう定め方をさせていただいております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） その弁護士報酬規定というのは何ぼになってるんですか。私ら議員の立場としたら、町が契約すると、契約してこういうふうに公明正大な契約をしましたよと。ほんならやっぱり住民の皆さんにお知らせすると、責任があると思ってるんですよ。それが弁護士さん、基本的に今弁護士規定というのは弁護士会の規定はなくなっただけですよ。各事務所が、弁護士事務所または弁護士の方が個々に手数料を示しておられるんですよ。ですから弁護士手数料に基づいてというのは、この契約をされたのはだれか知りませんがその弁護士さんの規定になるから、それはやっぱり明確に示しておくことが田原本町の仕事として住民に対する責任じゃないかと思うわけです。ですから、その点もし明確な答えが出るんやったら、してもらった方がいいですけども。私はこういう裁判の事例になったらその都度聞かせてもらってますから、私個人的に覚えているのは3回目やと思ってますけど、今後もその点は留意して契約をしていただきたいと思いますと思ってるんです。なかなか聞いてもらえないと思いますけどね。まあ、検討されてますから次へ行きますけど、その下の商工費です。行けますか。

○総務部長（中島昭司君） はい、私、えらい頼りないことで申しわけございません。弁護士報酬の規定の中の経済的利益算定不能な場合は基本金額を800万円とする。

その中で、そのうちの成功報酬として10%プラス18万円の算出基礎があると、
こういうことで。実際今現在の数字から申しますと、100万円程度の金額が成功
報酬として要るだろうと、こういうおおよその金額でしかお答えはできませんけど
も、よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ちょっともう一回この機に聞かせてもらいます。そしたらね、
この裁判で訴えられてる固定資産税を取り過ぎやっという金額は、総額で幾らなん
ですか。

○総務部長（中島昭司君） 56万1,000円でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 56万円でしょう。何で100万円も成功報酬払うんですよ。
でしょう。その点はちょっと、今急に言うてももう答弁できないやろうし。56万
円の裁判するのに100万円も払ってどうしますのって、だれしも言いますよ。

○議長（松本宗弘君） 部長、この議会中に再度吉田議員のところへ行って。吉田議
員、すみません。次、よろしいですな。

○5番（吉田容工君） はい。これ、本当に公の場ですので、議員と行政の内々で密
談してるわけと違いますから、議事録に載りますし。その点はもうちょっとゆっく
り検討して答弁していただいたら結構ですんで、これはちょっと置いときますので、
次へ行きます。

○議長（松本宗弘君） はい、次。5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 次の下にある商工振興対策費、500万円が町地域消費拡大
事業補助金ということで組まれました。内容は商工会が発行したプレミアム商品券
の9,000万円発行して900万円のプレミアムと、その2分の1の450万円
と事務費50万円ということだと聞いてます。それはそれでこの田原本町がプレミ
ウム商品券を発行したことは非常に素晴らしい取り組みやと思いますし、私ども一
生懸命このプレミアム商品券を使おうと思って、1枚ずつちぎって使ってるわけ
ですけど、これが貢献できんのかなと思いつつながら使ってるわけですが。そこで、田原
本町50%と決めたんですね。これは何も50%にしなければいけないというもの
は全然ないですし、100%してもいいわけですよ。その点では何で50%なん

やと、もっと応援してやったらどうやと思ってますんで、その辺ちょっと説明お願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） この件の補助金を出すことにいたしました趣旨につきましては、定額給付金の支給をきっかけとして、今議員もおっしゃっていただきましたように住民の目を田原本町内の商店、商店街へ目を向けてもらうと、こういうことで商工会が発案されました。商工会が発案されたことに行政も商工会と一緒にやってこのことを応援しようやないかと、こういう趣旨でございますので商工会と行政が半分ずつと、こういうことで決定させていただきました。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） あのね、まあ言ってみたら、これ一般財源ですね。これも本当は前もってしてたら、追加経済対策ということで国のお金を使えたことやと思ってます。その点では、タイミング的にうまくいかなかったということがあったんやと思います。ただ、やっぱり町が田原本町で活躍されてる商工業者の皆さんを応援するという点では、半分持ったるわっていうよりも、私は8割なり10割持ったるわというのでも何もおかしくない話で。半分だけ持ったるわってというのが。その辺の、何らかの根拠があって示されてると思います。そこを知りたいんですよ。話し合いでなったという、町のねらいと言いますか、そういうのがありましたらお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） やはり商工会自身にも商工会の会員さんに対してきちっとした経済対策をアピールしてもらおう、そういうこともございますので半々と、こういうことです。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 田原本町の商工会の方が頑張れっていうのはわかるんですよ。でもね、やはり田原本の中で田原本の商店にお金を落としてもらうということは、田原本内の地域経済を生かしていくっていうのは田原本町の一つの仕事じゃないかと思うわけですね。その点ではもう少し私の個人的な意見としては、応援してやっ

てほしいなと思ってるわけです。そういうことを言うて、次へ行きます。

報第9号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告です。なかなか税条例の項目はたくさんあって、中身がわからないっていうのが読んで思うんです。それで、一つ一つ質問しますんで、それ以外のことが書いてあるんやったらまた追加で説明してほしいんですけども。まず、年金から住民税を天引きするというのが今年の10月から始まると思うんです。その天引きする制度が今回変わったと聞いているんです。どういうふうになって、どこに書いてあるかと言ってもらったらわかりやすいですんで、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 10月から実施されます年金からの天引き制度につきまして、当初は年金以外の税額につきましても特別徴収をすると、こういう形になっておりましたけれども、それを年金のみの税額に対する特別徴収をすると、こういう改正をされましたので、その年金以外の部分を削除させてもらう改正をさせていただきますと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） あのね、何かわかったような、わからんような話やと私も思っているんです。普通、税金の徴収というのはその人の所得に対してすべての所得をまとめて総合課税して、そこからいろんな控除額を引いてもらうと。控除した後に税率を掛けると。それを年金だけ取り出してくるというのが、非常にわかりにくいかなと思います。大体こんなことかなと思いますんで、一回聞いてくださいね。事業所得とか年金所得、それ以外の所得を全部足して控除して、そしてそれに税率を掛けた税額、その人が年間払わなければいけないのが出てきますよね。そこから年金所得以外の所得から基礎控除とかいろんな控除を引いて出てきたものに税率を掛けて出てきた税額と、一番最初のすべての税額から年金以外の所得で導き出した税額を引いた分、これが年金の税額やと認定されて、これが10月以降天引きされると。8月、10月は仮徴収になりますかね。だから普通徴収になって納めなければいけないとは思いますが。それが言ってみたら第38条第1項中、もしくは第2項を削るということになるんかなと思うわけですが、それでよろしいですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） この部分につきまして、給与所得以外にかかる所得があれば、その所得にかかる税額も公的年金から特別徴収するという形になっておりまして、その所得にかかる税額も公的年金から特別徴収するということになっております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） この件については、まあ言ってみれば町が提案してるわけですから、住民の皆さんにわかりやすく説明してあげないと、何でそんな取られるのというところになるわけですね。言ってみたら、年金から年金の税金だけ取って、ほんまにそれで合っているのかという非常に疑問も出てくるわけですから、その点はどういうふうな配慮をされてるのかということの説明してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 本年10月から開始されます公的年金からの特別徴収につきましては、公的年金にかかる税額のみとなりまして、その他の所得は普通徴収から、もしくは給与からの特別徴収となると、こういう第47条の2の第2項の削除をさせていただくものでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 部長、申しわけないですけどね、細かいことばかり聞いて申しわけないですけど。私が言うてほしかったんはね、要するに住民税の納税として送りますよと。そこにこのうちの税額はこれだけで、年金からこれだけ引きますよと、ちゃんと明記して送ってもらえるかどうかと。そうしたら全体の税金がわかって、年金からこれだけずつ引かれるんやなというのがわかるわけですね。だから、それをやっていただけたらと思ってるんですよ。それはもうよろしいですからね。

次、ちょっと下の段に行きますわ。あと、固定資産税の優遇制度というのが何ぼか入ってるんですね。それで次のところがなかなかわかりにくいんですけども、例えば医療法人等もありまして、今度社会医療法人という項目がふえてると思います。今までの概念にプラスされてると思います。その点で社会医療法人といわれる法人が田原本町に存在するかどうかと。この方は固定資産税を優遇するようになってますんで、そういうところがあるかどうか、該当するところがあるかどうかというのは答弁できますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 町内には当該施設はないと、こういうことでございます。この法人につきましては本年の3月26日付けで法律が改正されたもので、医療法の改正が行われたことに伴いまして新たな法人の類型が創設されたと、こういう法人でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） あとですね、ちょっと私もわかってるようでわかってないんですけども、高齢者向け有料賃貸住宅、こういうのが固定資産税を軽減すると。それとか、生活支援施設付き高齢者向け有料賃貸住宅というのにも固定資産税を優遇するということが書いてあると、それがどこに書いてあるかと言うたらなかなか難しいんですが。この辺かなという予測はしますけど、わかりませんが。こういう生活支援施設付き高齢者向け有料賃貸住宅というのはどんなもので、町内にあるかないかと、該当するところがあるかないかというのは、わかったら答弁願います。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 町内にはございません。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ございませんか。はい、ありがとうございます。

あと、障害者を多数雇用する事業所に対しては不動産取得税や固定資産税の減額をするというのがどこかにありますよね。2011年3月31日まで延長するって書いてますけども、その点では田原本町に障害者を多数雇用する事業所でこの条件に合致する事業所はあるんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 田原本町にはございません。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ありませんか。はい、わかりました。

あと、住民税でも寄付金控除というのが出てきまして、所得税で引ききれない寄付金を住民税でも引くということもありますし、総合課税で引ききれないのは分離所得からも控除できるという制度になってると思いますけども、そこについて詳しく説明してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 今おっしゃっていただきました寄付金の税額控除につきましては、控除対象となる寄付金の総額の上限が総所得金額、退職金額、それと山林所得金額の合計額の一応30%の上限が設けられております。そしてそれに対する分離課税にかかる所得がある場合には、当該所得も含めて合算をした金額の30%とするという読みかえ規定の今回専決処分をさせていただくと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 次に、あとここに住宅ローン控除というのが出てくるんですけども、この住宅ローン控除は長期優良住宅に対する住宅ローン控除なのか、ちょっとわかりませんので。今まででしたら、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかったら住民税からも引きますよっていう制度がありましたんですけども、それなのか、それとも新しく長期優良住宅に対して限度額9万何ぼって出ましたけども、それなのかというので、ちょっとその辺わかりますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） これは両方の部分でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 両方ですか。はい、わかりました。

この項目では最後になりますけど、株式譲渡所得、配当所得と、これを今まで3%を1.8%に減額するということになってますけども、それで実際にどのぐらい減税になるのかと。予想ですけども、出たら教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 予算ベースで大体1,400万円程度の減額と、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） はい、ありがとうございます。では、次の議案に行きたいと思えます。

報第12号の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてです。そのうちの第1条についてちょっと質問したいんですけども、職員の期末手

当を0.2カ月削減するということですが、これをもし実施したら期末手当はどのくらい減るのか。平均何ぼ、合計何ぼぐらいか、わかりましたらお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 合計で大体約2,000万円、2,100万円程度の影響額が出てまいります。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） これは国のほうの人事院勧告というのが今年特に臨時で出された、本来8月に出すべきものが5月に出てきたというのは、非常に政治的な圧力があつたのと違うかなという話が来てます。その点では人事院勧告というのは公務員の労働基本権を剥奪するとともに、その代償として国家公務員の労働条件の改善に取り組むということで人事院というのが設けられてると認識しています。田原本町はその人事院勧告に基づいた奈良県の人事委員会かな、それをもとにされるのかなと思いますけども、何も2,000万円の収入が職員さんに入ったら、あれも買いたい、これも買いたいとあつた分が結果的には節約しなければいけないと、買わないでおこうということになると。言ってみれば、これを全国的にもたくさん自治体を取り入れると思いますので、何兆円というお金が削減されてしまうと。反対を言うと、景気を冷やすのと違うかという見方もあるわけですよ。その点ではこの人事院勧告を受け入れると、横並びするという決められた理由というのを教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） もちろん人事院並びに県の人事委員会の勧告に準拠いたしまして、臨時的に勧告を今回は出されたということ、公務員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準に均衡させることを基本として勧告をされた、ということでございますので、当町もそれに見合う部分の月数の引き下げをさせていただいたと、ということでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 今回、この今日の一般質問でも景気対策、景気対策っていう話もかなり出てましたし、この議案の中にも景気対策のためにプレミアム商品券を出すよという努力をしてるわりに、2,000万円も減らして景気を下げようとい

うことを行われてるわけですね。その点では何か矛盾してるなと私は思うわけですが。その0.2カ月削減するということが出まして、ただ全国的にはそのまま受け入れるんじゃないくて、0.15カ月に減らすとか、0.1カ月するとかあると思うんですね。その点では職員組合と言いますか、ちょっと名前知りませんが、職員互助会と言いますか、そことの対応でどういう交渉をされてきたのか、説明をお願いできますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 一応職員組合のほうへは5月25日にこういう事情で人事院が人事勧告をされたので、こういう形で期末勤勉手当の月数の引き下げをさせていただくと、了承願いたいということで一応了承はいただいております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そしたら次に行きます。

議第25号、税条例、また税条例でもうひとつわからないんですけども。また住宅ローン控除が出てきますよね。これはちょっとどういうことかというので説明お願いできますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） この改正につきましては、所得税における住宅借入金等の特別控除につきまして平成20年中の入居分で一応終了する予定であったものが、現在の景気対策の一環として、これを平成21年から平成25年の税額につきまして、平成25年の入居分につきましても規模を拡充した上で新たに創設をされるための改正でございます。ちなみに所得税から引ききれない税額がある場合には、これは住民税からの控除をすると、こういう上限を設けて控除をします。議員先ほどおっしゃいました9万7,500円を上限として、そういう新たな制度を設けられたと、それに改正をさせていただくと、こういうものでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 農地法の改正で何か変わったところがあるということが見受けられますけども、これはどういうことか説明お願いできますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） この部分につきましては本県なり当町にはかわりがな

いと言えない部分でございまして、この土地改良法の改正の中で埋め立て及び干拓に対するその所有者についての規定を整備されるものでございまして、当町並びに奈良県にはこの部分の関係がないけれども規定の条文の整備をされると、こういうこととございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 私のちょっと勉強した中では、農地制度は改正されまして、農地利用集積円滑化事業については住民税をまた不動産取得税の軽減措置をしましたよというのが決まっていますよね。だから言ってみたら、農地利用集積円滑化事業というのに対応した改正はこの中には入っていないんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） はい、現在のところ参議院のほうで審議中ということで、まだです。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） わかりました。そしたら次の議案に行かせてもらいます。

議第27号、指定管理者の指定について質問させていただきます。これは今まで阪神管理サービス株式会社が笠縫駅前の駐輪場を管理されておられます。そのときにちょっと、当初の3年前の資料が見当たりませんでしたんで確認したいんですけども。管理料というのは、当初指定管理者を募集するときに35万円以内ということで町は公募しはったと思うんですよ。阪神管理サービスはゼロ円でされたように思うんです。その点では今回3年延長するに当たって、まず公募をされたのかということと、阪神管理サービスさんの入札の条件はどれだけやったのかということを示してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 公募の件に関しましては、4月1日から20日間にわたりまして町広報及びホームページで募集をさせていただきました。結果的に阪神管理サービス1社とこういう形になったわけとございます。その中で管理の内容につきましては、まず指定の期間でございまして、これは平成21年9月1日から平成24年8月31日までとすること。それと指定管理者が行う業務についての明記でございまして、それと管理基準でございまして、それと利用料金及び管理の経費について

でございます。それと責任分担等を示させていただきまして審査会の中で決定をいただいたと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 今の答弁の中で言うと管理料というのは。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 管理料というのは自転車預かり料、使用料をもってかえさせていただくということで予算措置はしておりません。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そうですね。当初自転車の預かり料、それをすべて阪神管理サービスが取ってくださいよと、その中から人件費や燃料費等の経費を賄ってくださいよと。特別に管理料を取りませんよというのがもともと阪神管理サービスさんの入札の条件やった、当初そうやったと思うんです。今回もなしですよ。（「はい」と中島総務部長呼ぶ）

それでね、本当にこの笠縫駅前の自転車駐車場が経営が成り立ってんのかなというのが、わからないんですよ。私の認識してる範囲ではね、当初朝9時から夕方18時まで勤務されます。1人がね。で、夕方の18時から翌朝の9時まで1人が宿直しはります。そして翌朝の9時からもう一つ24時間後の9時まで、24時間日直と宿直とされると。そしてその9時から18時までされるということで、三交代で今までやってこられたんですね。これはこの3年間も同じじゃないかと思うわけです。その点では非常に労働条件と言いますか、過酷な中で働いてもらってると思いますね。そういう実態が今もそうなのかということで、この駐輪場の売り上げ、収入ですね、これがどうなってるかというのを教えてほしいんです。私の知ってる範囲では、17年は752万5,000円、18年は771万9,000円、19年は750万5,000円と、20年はわかりませんが。その点では、当初町がやってたときは人件費として798万7,000円というのを払ってましたから、人件費をそれだけ払ったらほかのものが払われないという状態になりますので、その点は土地借り上げ料110万円というのもありますし、どのぐらいの売り上げで推移してるのかと。それと勤務形態は従前のままなのかということで答弁願えますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 平成20年度の笠縫自転車駐車場の使用料につきましては、675万1,800円でございます。そして勤務されております職員さんの中身につきましては今議員お述べのとおりでございます。労働基準法なり労働安全衛生法の関係法令を遵守していただきまして管理を行っていただいていると、このように認識をいたしております。（「以上です」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、各所管の委員会におのおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって各所管の委員会におのおの付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別の付託議案について朗読させていただきます。

報第6号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会。

報第7号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会。

報第8号、平成21年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、厚生環境常任委員会。

報第9号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会。

報第10号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会。

報第11号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、厚生環境常任委員会。

報第12号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会。

議第25号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第26号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、厚生環境常任委員会。

議第27号、指定管理者の指定につきましては、総務文教常任委員会。

議第28号、財産の取得について、駅前整備事業特別委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時29分 散会